

2025 年度

# 経営学研究科便覧

 北海学園大学大学院

# 目 次

2025 年度 大学院経営学研究科 行事日程予定表

諸規程

北海学園大学大学院学則	5
北海学園大学大学院学則別表	21
北海学園大学学位規則	36
北海学園大学大学院経営学研究科規則	43
北海学園大学大学院経営学研究科履修規程	45
北海学園大学大学院経営学研究科博士論文に関する規程	47
経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規	49
北海学園大学大学院経営学研究科研究論集に関する規程	50
北海学園大学大学院研究生規程	52
北海学園大学大学院科目等履修生規程	54
北海学園大学大学院委託生規程	56
北海学園大学大学院授業料等に関する規程	57
北海学園大学 研究活動の基本精神及び行動規範	59
北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程	60
「個人を対象とする研究」に関する研究倫理指針	68
研究倫理審査委員会規程	71
「個人情報の取り扱い」について	74
北海学園大学ハラスメント防止・対策に関する規程	75
大学院経営学研究科「研究生」について	86
北海道大学大学院経済学院との単位互換について	87
院生研究室の利用について	88
院生研究図書費について	89

# 2025年度 大学院経営学研究科 行事日程予定表

## 前 期

- 3月27日(木) 新生入・在学生ガイダンス
- 4月3日(木) 履修登録受付（～10日まで）
- 8日(火) 前期授業開始
- 19日(土) 9月修了受付開始
- 29日(火) 昭和の日
- 5月3日(土) 憲法記念日
- 4日(日) みどりの日
- 5日(月) こどもの日
- 6日(火) 振替休日
- 7日(水) 【振替月曜】
- 8日(木) 【振替火曜】
- 16日(金) 学園創立記念日
- 6月5日(木) 9月修了希望者博士論文提出期限
- 20日(金) 9月修了希望者修士論文提出期限
- 30日(月) 『研究論集』テーマ提出
- 7月5日(土) 9月修了修士論文口述試験  
9月修了博士論文公開報告会
- 7月下旬～8月上旬 第1回修士論文中間報告会（2年生）
- 7月中旬～7月下旬 第1回博士論文中間報告会（3年生）
- 21日(月) 海の日
- 22日(火) 予備日
- 23日(水) 予備日
- 30日(水) 前期授業終了
- 31日(木) 予備日（～8月7日まで）
- 8月8日(金) 夏季休業開始
- 11日(月) 山の日
- 13日(水) 全学休業（～16日まで）
- 20日(水) 後期研究生出願受付（～8月31日まで）
- 22日(金) [修士・第1期] 入学願書受付開始  
[修士・学内推薦] 入学願書受付開始
- 9月5日(金) 後期研究生面接日
- 12日(金) 9月期修了生発表  
後期研究生許可者発表
- 15日(月) 敬老の日
- 19日(金) 夏季休業修了

## 後 期

- 9月20日(土) 後期授業開始
- 23日(火) 秋分の日
- 30日(火) 9月期学位記授与式
- 10月4日(土) [修士・第1期] 第1期入学試験  
[修士・学内推薦] 入学試験
- 11日(土) 十月祭
- 12日(日) 十月祭
- 13日(月) 十月祭／スポーツの日
- 10月中旬～11月中旬 第2回修士論文中間報告会（2年生）
- 11月3日(月) 文化の日
- 7日(金) 【振替月曜】
- 23日(日) 勤労感謝の日
- 24日(月) 振替休日
- 29日(土) 『研究論集』原稿締切
- 12月5日(金) 博士論文提出期限
- 27日(土) 冬季休業開始
- 2026年
- 1月1日(木) 元日
- 7日(水) 冬季休業終了
- 8日(木) 後期授業再開【振替月曜】  
修士論文提出受付開始  
[修士・第2期] 入学願書受付開始  
[博士] 入学願書受付開始
- 12日(月) 成人の日
- 14日(水) 予備日
- 20日(火) 修士論文提出受付終了  
博士論文報告会（3年生）
- 1月中旬～2月上旬 後期授業終了
- 26日(月) 予備日（～2月3日まで）
- 27日(火) 修士論文口述試験  
博士論文公開報告会
- 2月 月上旬
- 11日(水) 建国記念の日
- 13日(金) 研究生出願受付（～2月27日まで）
- 14日(土) [修士・第2期] [博士] 入学試験
- 23日(月) 天皇誕生日
- 3月2日(月) 研究生面接日・科目等履修生選考日
- 10日(火) 修了者発表
- 20日(金) 春分の日  
学位記授与式
- 31日(火) 修士論文テーマ確定（1年生）

# 諸規程

# 北海学園大学大学院学則

昭和 45 年 3 月 26 日制定

## 目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）
- 第 2 章 入学，転入学，再入学，転学及び留学（第 8 条－第 14 条）
- 第 3 章 休学，退学及び除籍（第 15 条－第 17 条）
- 第 4 章 教育方法等（第 18 条－第 25 条）
- 第 5 章 課程の修了要件及び学位の授与（第 26 条－第 29 条）
- 第 6 章 賞罰（第 30 条・第 31 条）
- 第 7 章 授業料等，授業料等の免除（第 32 条・第 33 条）
- 第 8 章 運営組織（第 34 条－第 38 条）
- 第 9 章 研究生，法務研究員，委託生，特別聴講学生，聴講生，科目等履修生及び外国人学生（第 39 条－第 46 条）
- 第 10 章 附属施設（第 47 条）
- 第 11 章 雑則（第 48 条・第 49 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 北海学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめて，文化の進展に寄与することを目的とする。

### （自己評価等）

第 2 条 本大学院は，その教育研究水準の向上を図り，その目的及び社会的使命を達成するため，教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については，別に定める。

### （認証評価）

第 2 条の 2 本大学院は，前条の措置に加え，教育研究等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 削除

3 第 1 項に関する事項については，別に定める。

### （ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント）

第 2 条の 3 本大学院は，授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学院は，教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため，その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(情報公開)

第2条の4 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

(大学院の課程)

第3条 本大学院に、修士課程及び博士（後期）課程を置く。

2 専門職学位課程を修了した者が博士（後期）課程に進学する場合、専門職学位課程を、修士課程と同等のものとして扱う。

(修士課程)

第3条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士（後期）課程)

第3条の3 博士（後期）課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の4 削除

(研究科, 専攻, 入学定員及び収容定員)

第4条 本大学院修士課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	15人	30人
経営学研究科	経営学専攻	7人	14人
法学研究科	法律学専攻	7人	14人
	政治学専攻	5人	10人
文学研究科	日本文化専攻	5人	10人
	英米文化専攻	5人	10人
工学研究科	建設工学専攻	6人	12人
	電子情報生命工学専攻	6人	12人

2 本大学院博士（後期）課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	3人	9人
経営学研究科	経営学専攻	3人	9人
法学研究科	法律学専攻	2人	6人
	政治学専攻	2人	6人
文学研究科	日本文化専攻	2人	6人
	英米文化専攻	2人	6人
工学研究科	建設工学専攻	2人	6人
	電子情報生命工学専攻	2人	6人

3 削除

4 削除

5 研究科に関する規則は、別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第4条の2 修士課程の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することができない。

2 博士(後期)課程の標準修業年限は3年とし、6年を超えて在学することができない。

3 第25条に基づく特例学生のうち、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下、「長期履修」という。)を認めることができる。

4 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修に関する事項は、各研究科で別に定める。

5 削除

6 削除

7 削除

(学年及び授業時間)

第5条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 5月16日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、別に定める。

3 臨時休業日は、そのつど定める。

## 第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第8条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第9条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年2月7日文部省告示第5号)で文部科学大臣が指定した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満た

- すものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 学校教育法第 104 条第 1 項の規定により学士の学位を授与された者
  - (6) 大学に 3 年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
  - (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院の博士（後期）課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者。
  - (2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者
  - (3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定（平成元年 9 月 1 日文部省告示第 118 号）で文部科学大臣が指定した者
  - (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- （入学の願出）

**第 10 条** 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第 4 に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。転入学についても、同じとする。

（転入学）

**第 11 条** 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

（再入学）

**第 12 条** 正当な理由で退学した者が、再入学を願出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。

（転学）

**第 13 条** 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

**第 13 条の 2** 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し、必要な研究指導等を受けることができる。

- 2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 3 留学期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。
- 4 前項の留学期間は、第 4 条の 2 第 1 項から第 4 項までの標準修業年限に算入する。
- 5 留学に関する規程は、別に定める。

（入学の許可）

**第 14 条** 本大学院に入学し、再入学し、又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

- 2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表第 4 に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

### 第3章 休学、退学及び除籍

(休学)

- 第15条 疾病その他特別の事情により、長期にわたり学修できず、所定様式の休学願を研究科長に提出した者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、当該年度に限り、休学することができる。
- 2 学年の始めにおいて既に標準修業年限を満たしている者が、疾病その他特別の事情により休学を願い出る場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、前期の終わりまで休学することができる。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、疾病その他特別の事情により休学の願い出がある場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、引き続き前期の終わり又は年度の終わりまで、休学することができる。
  - 4 引き続き休学できる期間は、当初の休学期間を含めて2ヶ年を限度とする。
  - 5 学生は、休学理由が消滅し、休学期間が満了するときは、学長の許可を得て復学することができる。
  - 6 休学期間は、在学する課程の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。
  - 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

- 第16条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第17条 次の各号の一に該当する者については、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍するものとする。
- (1) 修士課程にあつては第4条の2第1項、博士（後期）課程にあつては同条第2項の在学期間を超えるとき。
  - (2) 削除
  - (3) 死亡したとき
  - (4) 行方不明になったとき
  - (5) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき
  - (6) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき
  - (7) 入学を辞退したとき
- 2 前項第4号、第5号又は第6号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第12条の規定を準用する。

### 第4章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

- 第18条 本大学院に開設する修士課程及び博士（後期）課程の授業科目及び単位数は、研究科に応じ別表第1及び第2に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

- 第19条 本大学院修士課程及び博士（後期）課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対

する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（履修方法等）

#### 第 19 条の 2 削除

第 19 条の 3 各研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

2 学生は、指導教授の承認を得たうえで、研究科委員会の議を経て、本大学院の他の研究科又は北海学園大学の学部の授業科目を履修することができる。

（単位の計算方法）

第 20 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

（授業期間）

第 21 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。

（授業の方法）

第 22 条 授業は、講義、演習及び実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業科目について、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（指導教授）

第 23 条 修士課程及び博士（後期）課程の学生の研究指導に当るため、各学生に指導教授を定める。

2 前項の指導教授は、研究科委員会において定める。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第 24 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、15 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について、準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 24 条の 2 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、修士課程又は博士（後期）課程の学生にあっては、15 単位を超えないものとする。

3 前項の単位は、修士課程及び博士（後期）課程学生の、第 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める標準修業年限の短縮を伴わない。

#### 4 削除

第 24 条の 3 第 24 条第 2 項及び前条第 2 項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第 25 条 研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又

は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

## 第5章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与及び評価)

第26条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。

3 授業科目の成績の評価は、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C) 及び不可 (D) の5種とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績の評価になじまない一部の科目の評価は、合否の2種とし、合を合格とする。

### 第26条の2 削除

(修士課程及び博士(後期)課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了の要件は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、経済学研究科及び文学研究科にあっては32単位以上、経営学研究科、法学研究科及び工学研究科にあっては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、本大学院に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

2 博士(後期)課程の修了要件は、本大学院の博士(後期)課程に3年以上在学し、法学研究科、文学研究科にあっては12単位以上、経済学研究科、経営学研究科及び工学研究科にあっては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士(後期)課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び同第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程における在学期間を含む。)」とする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位〔学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。〕を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年〔専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年〕以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

### 第27条の2 削除

(学位の授与)

第28条 修士課程又は博士(後期)課程を修了した者には、北海学園大学学位規則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

2 本大学院の博士(後期)課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。

3 北海学園大学学位規則は、別に定める。

(教育職員免許状の資格の取得)

第29条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科の専攻において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教育職員の免許状の種類	(免許教科)
経済学研究科	経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	商業
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
同上	政治学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
文学研究科	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	国語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
同上	英米文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	英語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
工学研究科	建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

3 教育職員の免許状授与の所要資格を取得するための必要な事項は、別に定める。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第30条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(奨学制度)

第30条の2 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第30条の3 学生は、本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可を得

なければならない。

(懲戒)

第31条 学生が本大学院の学則もしくは北海学園大学の諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者
- (4) その他学生としての本分に反した者

## 第7章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第32条 学生は、別表第4に掲げる額の入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 第4条の2第3項の長期履修の学生が履修期間を短縮して修了する場合、残存期間の授業料、教育充実費及び実験実習費を納入する。

3 特別の事情により、授業料、教育充実費及び実験実習費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

4 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除する。ただし、別表第4による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除しない。

5 本大学院学則第4条の2に定める標準修業年限又は修了年限(修士課程3年の長期履修及び博士(後期)課程5年の長期履修)を超えて在学する者が9月に課程を修了した場合は、別表第4に掲げる納入金のうち、第2期分の授業料・教育充実費・実験実習費を免除する。なお、9月修了に関しては研究科の定めるところによる。

(入学検定料等の不返還)

第33条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費は、返還しない。

## 第8章 運営組織

(学長)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(研究科委員会)

第35条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 削除

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

5 研究科長は、研究科委員会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(研究科長)

第 35 条の 2 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、その研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する。
- 3 研究科長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 その選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第 36 条 研究科委員会は、その研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の組織に関する事項
  - (2) 教育研究の指導に関する事項
  - (3) 教員の選考に関する事項
  - (4) 学生の入学、留学、休学、退学、その他の学籍に関する事項
  - (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
  - (6) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項
  - (7) その他その研究科に関する重要な事項
- 2 研究科委員会は、前項に掲げる事項のうち第 1 号から第 6 号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。

第 36 条の 2 削除

第 36 条の 3 第 36 条の決定が他の研究科に著しい関連がある場合には、各研究科は大学院委員会の承認を得るものとする。

(大学院委員会)

第 37 条 本大学院に、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、各研究科長及び各研究科委員会において委員の互選によって選任した 2 人の委員をもって組織する。  
ただし、特別の事由のある場合は、この限りでない。
- 3 研究科委員会の委員の互選によって選任された委員の任期は、2 年とする。
- 4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第 38 条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究の基本に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 将来の計画に関する事項
- (5) その他本大学院に関する重要な事項

(事務組織)

第 38 条の 2 本大学院は、大学院の事務を処理するため、事務組織を設ける。

- 2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

## 第 9 章 研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第 39 条 本大学院において、大学院修士課程、博士（後期）課程又は法科大学院の課程の修了者で特定事項につき研究を行なおうとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委

員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。  
(法務研究員)

**第 40 条** 本学法科大学院を修了した者が司法試験を受験するために引き続き本学の施設・図書等の利用を希望する場合には、学長は、学生の教育に支障のない限り、法学研究科委員会の議を経て、法務研究員として、これを許可することができる。

- 2 前項の法務研究員に関し必要な事項は、別に定める。  
(委託生)

**第 41 条** 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、委託生として、これを許可することができる。

- 2 第 39 条第 2 項の規定は、委託生について準用する。  
(特別聴講学生)

**第 42 条** 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として、その履修を認めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。  
(聴講生)

**第 43 条** 本大学院の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として、これを許可することができる。

- 2 聴講生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。  
(科目等履修生)

**第 43 条の 2** 本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。  
(外国人学生)

**第 44 条** 外国人で第 9 条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として、入学を許可することができる。

- 2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。  
(受講料等)

**第 45 条** 研究生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び委託生は、別表第 5 に掲げる金額を納入しなければならない。

- 2 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。
- 3 外国人学生の納入金は、別表第 4 及び第 5 に掲げる金額と同額とする。

(適用除外)

**第 46 条** 研究生、委託生、特別聴講学生、聴講生及び外国人学生については、この章で定めるもののほかは、この学則を準用する。ただし、研究生、委託生及び聴講生については、第 5 章の規定を、特別

聴講学生及び科目等履修生については、第27条から第28条までの規定を準用しない。

## 第10章 附属施設

(研究所)

第47条 本大学院の各研究科に研究所を置くことができる。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

## 第11章 雑則

(準則)

第48条 本学則において特に定めがない事項については、北海学園大学学則を準用する。

(学則の改廃)

第49条 本学則の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第4条中、法学研究科法律学専攻の総定員「14人」とあるのは、昭和62年3月31日までは、「7人」と読み替えるものとする。

### 附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず平成 28 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成 28 年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	6
	電子情報生命工学専攻	6	6

### 附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず平成 29 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成 29 年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

## 附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 2 項の規定にかかわらず平成 30 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

### 平成 30 年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

研究科・博士課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	2

- 3 第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

### 平成 30 年度

研究科・専門職学位課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	36

### 平成 31 年度

研究科・専門職学位課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	18

### 平成 32 年度

研究科・専門職学位課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	—

備考 法務研究科は、平成 30 年度から募集停止となるため収容定員のみを表示とする。

4 法務研究科の入学に関する規定は、平成30年度から適用しない。

**附 則**

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項および同条第2項の規定にかかわらず平成31年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成31年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

研究科・博士課程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	4

**附 則**

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

# 北海学園大学大学院学則別表

## 別表第 1

(修士課程)

### 2 経営学研究科

2014 (平成 26) 年度以降入学生適用

授 業 科 目	単位数	備 考
アカデミック・リサーチ 〈組織経営関連科目〉	2	
経営学原理特殊講義	2	
経営学原理特殊講義演習Ⅰ	4	
経営学原理特殊講義演習Ⅱ	4	
経営管理論特殊講義	2	
経営管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営組織論特殊講義	2	
経営組織論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営組織論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営戦略論特殊講義	2	
経営戦略論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営戦略論特殊講義演習Ⅱ	4	
人的資源管理論特殊講義	2	
人的資源管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
人的資源管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
国際経営論特殊講義	2	
国際経営論特殊講義演習Ⅰ	4	
国際経営論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営史特殊講義	2	
経営史特殊講義演習Ⅰ	4	
経営史特殊講義演習Ⅱ	4	
企業行動論特殊講義	2	
企業行動論特殊講義演習Ⅰ	4	
企業行動論特殊講義演習Ⅱ	4	
現代企業論特殊講義	2	
現代企業論特殊講義演習Ⅰ	4	
現代企業論特殊講義演習Ⅱ	4	
企業と社会特殊講義	2	
企業と社会特殊講義演習Ⅰ	4	
企業と社会特殊講義演習Ⅱ	4	

事業創造論特殊講義	2
事業創造論特殊講義演習Ⅰ	4
事業創造論特殊講義演習Ⅱ	4
マーケティング戦略論特殊講義	2
マーケティング戦略論特殊講義演習Ⅰ	4
マーケティング戦略論特殊講義演習Ⅱ	4
マーケティング・マネジメント特殊講義	2
マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4
マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4
マーケティング・コミュニケーション特殊講義	2
マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅰ	4
マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅱ	4
流通システム論特殊講義	2
流通システム論特殊講義演習Ⅰ	4
流通システム論特殊講義演習Ⅱ	4
金融論特殊講義	2
金融論特殊講義演習Ⅰ	4
金融論特殊講義演習Ⅱ	4
ファイナンス論特殊講義	2
ファイナンス論特殊講義演習Ⅰ	4
ファイナンス論特殊講義演習Ⅱ	4
製品開発論特殊講義	2
製品開発論特殊講義演習Ⅰ	4
製品開発論特殊講義演習Ⅱ	4
非営利事業論特殊講義	2
非営利事業論特殊講義演習Ⅰ	4
非営利事業論特殊講義演習Ⅱ	4
組織経営特殊講義Ⅰ	2
組織経営特殊講義Ⅱ	2
組織経営特殊講義Ⅲ	2
組織経営特殊講義Ⅳ	2
組織経営特殊講義Ⅴ	2
〈組織情報関連科目〉	
会計学原理特殊講義	2
会計学原理特殊講義演習Ⅰ	4
会計学原理特殊講義演習Ⅱ	4
会計学特殊講義	2
会計学特殊講義演習Ⅰ	4
会計学特殊講義演習Ⅱ	4
財務会計論特殊講義	2
財務会計論特殊講義演習Ⅰ	4

財務会計論特殊講義演習Ⅱ	4	
管理会計論特殊講義	2	
管理会計論特殊講義演習Ⅰ	4	
管理会計論特殊講義演習Ⅱ	4	
原価計算特殊講義	2	
原価計算特殊講義演習Ⅰ	4	令和5年度入学者から適用
原価計算特殊講義演習Ⅱ	4	令和5年度入学者から適用
会計監査論特殊講義	2	
経営情報論特殊講義	2	
経営情報論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営情報論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報システム論特殊講義	2	
情報システム論特殊講義演習Ⅰ	4	
情報システム論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報コミュニケーション論特殊講義	2	
情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅰ	4	
情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報処理論特殊講義	2	
情報処理論特殊講義演習Ⅰ	4	
情報処理論特殊講義演習Ⅱ	4	
組織情報特殊講義Ⅰ	2	
組織情報特殊講義Ⅱ	2	
組織情報特殊講義Ⅲ	2	
組織情報特殊講義Ⅳ	2	
組織情報特殊講義Ⅴ	2	
〈組織心理関連科目〉		
組織心理学特殊講義	2	
組織心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
組織心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
社会心理学特殊講義	2	
社会心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
社会心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
行動意思決定論特殊講義	2	
行動意思決定論特殊講義演習Ⅰ	4	
行動意思決定論特殊講義演習Ⅱ	4	
学習心理学特殊講義	2	
学習心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
学習心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
発達心理学特殊講義	2	
発達心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
発達心理学特殊講義演習Ⅱ	4	

認知心理学特殊講義	2	
認知心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
認知心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
心的障害マネジメント特殊講義	2	
心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4	
心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4	
臨床心理学特殊講義	2	
臨床心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
臨床心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
組織心理特殊講義Ⅰ	2	
組織心理特殊講義Ⅱ	2	
組織心理特殊講義Ⅲ	2	
組織心理特殊講義Ⅳ	2	
組織心理特殊講義Ⅴ	2	
〈寄附講座〉		
寄附講座Ⅰ	4	
寄附講座Ⅱ	2	
〈論文指導〉		
論文指導Ⅰ	2	修了要件に含まない。平成20年度 入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	2	修了要件に含まない。平成20年度 入学生より適用する。

## 別表第 2

(博士課程)

## 2 経営学研究科

2020 (令和 2) 年度以降入学生適用

授 業 科 目	単位数	備 考
〈組織経営関連科目〉		
経営学原理特殊研究 I	2	
経営学原理特殊研究 II	2	
経営学原理特殊研究 III	4	
経営学原理特殊研究 IV	4	
経営管理論特殊研究 I	2	
経営管理論特殊研究 II	2	
経営管理論特殊研究 III	4	
経営管理論特殊研究 IV	4	
経営組織論特殊研究 I	2	
経営組織論特殊研究 II	2	
経営組織論特殊研究 III	4	
経営組織論特殊研究 IV	4	
経営戦略論特殊研究 I	2	
経営戦略論特殊研究 II	2	
経営戦略論特殊研究 III	4	
経営戦略論特殊研究 IV	4	
国際経営論特殊研究 I	2	
国際経営論特殊研究 II	2	
国際経営論特殊研究 III	4	
国際経営論特殊研究 IV	4	
経営史特殊研究 I	2	
経営史特殊研究 II	2	
経営史特殊研究 III	4	
経営史特殊研究 IV	4	
企業行動論特殊研究 I	2	
企業行動論特殊研究 II	2	
企業行動論特殊研究 III	4	
企業行動論特殊研究 IV	4	
現代企業論特殊研究 I	2	
現代企業論特殊研究 II	2	
現代企業論特殊研究 III	4	
現代企業論特殊研究 IV	4	
企業と社会特殊研究 I	2	
企業と社会特殊研究 II	2	

企業と社会特殊研究Ⅲ	4	
企業と社会特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅲ	4	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅲ	4	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅲ	4	令和6年度入学者から適用
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅳ	4	令和6年度入学者から適用
流通システム論特殊研究Ⅰ	2	
流通システム論特殊研究Ⅱ	2	
流通システム論特殊研究Ⅲ	4	
流通システム論特殊研究Ⅳ	4	
非営利事業論特殊研究Ⅰ	2	
非営利事業論特殊研究Ⅱ	2	
非営利事業論特殊研究Ⅲ	4	
非営利事業論特殊研究Ⅳ	4	
〈組織情報関連科目〉		
会計学原理特殊研究Ⅰ	2	
会計学原理特殊研究Ⅱ	2	
会計学原理特殊研究Ⅲ	4	
会計学原理特殊研究Ⅳ	4	
財務会計論特殊研究Ⅰ	2	
財務会計論特殊研究Ⅱ	2	
財務会計論特殊研究Ⅲ	4	
財務会計論特殊研究Ⅳ	4	
管理会計論特殊研究Ⅰ	2	
管理会計論特殊研究Ⅱ	2	
管理会計論特殊研究Ⅲ	4	
管理会計論特殊研究Ⅳ	4	
経営情報論特殊研究Ⅰ	2	
経営情報論特殊研究Ⅱ	2	
経営情報論特殊研究Ⅲ	4	
経営情報論特殊研究Ⅳ	4	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅰ	2	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅱ	2	

情報コミュニケーション論特殊研究Ⅲ	4	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅳ	4	
情報処理論特殊研究Ⅰ	2	
情報処理論特殊研究Ⅱ	2	
情報処理論特殊研究Ⅲ	4	
情報処理論特殊研究Ⅳ	4	
〈組織心理関連科目〉		
組織心理学特殊研究Ⅰ	2	
組織心理学特殊研究Ⅱ	2	
組織心理学特殊研究Ⅲ	4	
組織心理学特殊研究Ⅳ	4	
行動意思決定論特殊研究Ⅰ	2	
行動意思決定論特殊研究Ⅱ	2	
行動意思決定論特殊研究Ⅲ	4	
行動意思決定論特殊研究Ⅳ	4	
学習心理学特殊研究Ⅰ	2	
学習心理学特殊研究Ⅱ	2	
学習心理学特殊研究Ⅲ	4	
学習心理学特殊研究Ⅳ	4	
発達心理学特殊研究Ⅰ	2	
発達心理学特殊研究Ⅱ	2	
発達心理学特殊研究Ⅲ	4	
発達心理学特殊研究Ⅳ	4	
認知心理学特殊研究Ⅰ	2	
認知心理学特殊研究Ⅱ	2	
認知心理学特殊研究Ⅲ	4	
認知心理学特殊研究Ⅳ	4	
臨床心理学特殊研究Ⅰ	2	
臨床心理学特殊研究Ⅱ	2	
臨床心理学特殊研究Ⅲ	4	令和6年度入学者から適用
臨床心理学特殊研究Ⅳ	4	令和6年度入学者から適用
〈論文指導〉		
論文指導Ⅰ	2	修了要件に含まない。平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	2	修了要件に含まない。平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	2	修了要件に含まない。平成20年度入学生より適用する。

別表第4

1-1 修士課程

区	分	金額
入学検定料	経済学研究科	30,000円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入学金	経済学研究科	200,000
	経営学研究科	200,000
	法学研究科	200,000
	文学研究科	200,000
	工学研究科	200,000
授業料	経済学研究科	年額 872,000
	経営学研究科	年額 872,000
	法学研究科	年額 872,000
	文学研究科	年額 896,000
	工学研究科	年額 1,140,000
教育充実費	経済学研究科	年額 100,000
	経営学研究科	年額 100,000
	法学研究科	年額 100,000
	文学研究科	年額 100,000
	工学研究科	年額 100,000
実験実習費	工学研究科	年額 80,000

1-2 第25条に基づく特例学生

区	分	金額
入学検定料	経済学研究科	30,000円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入学金	経済学研究科	100,000
	経営学研究科	100,000
	法学研究科	100,000
	文学研究科	100,000
	工学研究科	100,000
授業料	経済学研究科	年額 436,000
	経営学研究科	年額 436,000
	法学研究科	年額 436,000
	文学研究科	年額 448,000
	工学研究科	年額 570,000
教育充実費	経済学研究科	年額 50,000
	経営学研究科	年額 50,000
	法学研究科	年額 50,000
	文学研究科	年額 50,000
	工学研究科	年額 50,000
実験実習費	工学研究科	年額 40,000

1-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（初年次）

区	分	金	額
入学検定料	経済学研究科		30,000円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入学金	経済学研究科		100,000
	経営学研究科		100,000
	法学研究科		100,000
	文学研究科		100,000
	工学研究科		100,000
授業料	経済学研究科	年額	292,000
	経営学研究科	年額	292,000
	法学研究科	年額	292,000
	文学研究科	年額	300,000
	工学研究科	年額	380,000
教育充実費	経済学研究科	年額	34,000
	経営学研究科	年額	34,000
	法学研究科	年額	34,000
	文学研究科	年額	34,000
	工学研究科	年額	34,000
実験実習費	工学研究科	年額	28,000

1-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（2年次以降）

区	分	金	額
授業料	経済学研究科	年額	290,000円
	経営学研究科	年額	290,000
	法学研究科	年額	290,000
	文学研究科	年額	298,000
	工学研究科	年額	380,000
教育充実費	経済学研究科	年額	33,000
	経営学研究科	年額	33,000
	法学研究科	年額	33,000
	文学研究科	年額	33,000
	工学研究科	年額	33,000
実験実習費	工学研究科	年額	26,000

2-1 博士（後期）課程

区	分	金 額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科	30,000 円
	経 営 学 研 究 科	30,000
	法 学 研 究 科	30,000
	文 学 研 究 科	30,000
	工 学 研 究 科	30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科	200,000
	経 営 学 研 究 科	200,000
	法 学 研 究 科	200,000
	文 学 研 究 科	200,000
	工 学 研 究 科	200,000
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額 872,000
	経 営 学 研 究 科	年額 872,000
	法 学 研 究 科	年額 872,000
	文 学 研 究 科	年額 896,000
	工 学 研 究 科	年額 1,140,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額 100,000
	経 営 学 研 究 科	年額 100,000
	法 学 研 究 科	年額 100,000
	文 学 研 究 科	年額 100,000
	工 学 研 究 科	年額 100,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額 80,000

2-2 第 25 条に基づく特例学生

区	分	金 額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科	30,000 円
	経 営 学 研 究 科	30,000
	法 学 研 究 科	30,000
	文 学 研 究 科	30,000
	工 学 研 究 科	30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科	100,000
	経 営 学 研 究 科	100,000
	法 学 研 究 科	100,000
	文 学 研 究 科	100,000
	工 学 研 究 科	100,000
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額 436,000
	経 営 学 研 究 科	年額 436,000
	法 学 研 究 科	年額 436,000
	文 学 研 究 科	年額 448,000
	工 学 研 究 科	年額 570,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額 50,000
	経 営 学 研 究 科	年額 50,000
	法 学 研 究 科	年額 50,000
	文 学 研 究 科	年額 50,000
	工 学 研 究 科	年額 50,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額 40,000

2-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（初年次）

区	分	金	額
入学検定料	経済学 研究科		30,000 円
	経営学 研究科		30,000
	法学 研究科		30,000
	文学 研究科		30,000
	工学 研究科		30,000
入 学 金	経済学 研究科		100,000
	経営学 研究科		100,000
	法学 研究科		100,000
	文学 研究科		100,000
	工学 研究科		100,000
授 業 料	経済学 研究科	年額	264,000
	経営学 研究科	年額	264,000
	法学 研究科	年額	264,000
	文学 研究科	年額	272,000
	工学 研究科	年額	342,000
教育充実費	経済学 研究科	年額	30,000
	経営学 研究科	年額	30,000
	法学 研究科	年額	30,000
	文学 研究科	年額	30,000
	工学 研究科	年額	30,000
実験実習費	工学 研究科	年額	24,000

2-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（2年次以降）

区	分	金	額
授 業 料	経済学 研究科	年額	261,000 円
	経営学 研究科	年額	261,000
	法学 研究科	年額	261,000
	文学 研究科	年額	268,000
	工学 研究科	年額	342,000
教育充実費	経済学 研究科	年額	30,000
	経営学 研究科	年額	30,000
	法学 研究科	年額	30,000
	文学 研究科	年額	30,000
	工学 研究科	年額	30,000
実験実習費	工学 研究科	年額	24,000

3-1 削除

3-2 削除

授業料，教育充実費及び実験実習費の納入期限は，次のとおりとする。

第1期 4月20日

第2期 9月30日

ただし，新入学生及び再入学，復籍を許可された者に限り第1期分の授業料等は，所定の期日までに納入しなければならない。

平成28年度より，入学金の取扱いについては，次のとおりとする。

1. 北海学園設置の北海学園大学・北海学園大学大学院又は北海商科大学・北海商科大学大学院を卒業後に北海学園大学大学院へ入学するときは入学金を免除する。

ただし，2部卒業生などで以前納入した入学金との差額がある場合は，その差額を徴収する。

別表第5

1 研究生

区	分	金 額
審 査 料	経 済 学 研 究 科	15,000 円
	経 営 学 研 究 科	15,000
	法 学 研 究 科	15,000
	文 学 研 究 科	15,000
	工 学 研 究 科	15,000
入 学 金 (本学卒業者免除)	経 済 学 研 究 科	50,000
	経 営 学 研 究 科	50,000
	法 学 研 究 科	50,000
	文 学 研 究 科	50,000
	工 学 研 究 科	50,000
受 講 料 (ただし、第2学期以降入学者の場合は、 受入研究科の年額受講料の半額とする。)	経 済 学 研 究 科	年額 218,000
	経 営 学 研 究 科	年額 218,000
	法 学 研 究 科	年額 218,000
	文 学 研 究 科	年額 224,000
	工 学 研 究 科	年額 285,000
実 験 実 習 費 (ただし、第2学期以降入学者の場合は、 半額とする。)	工 学 研 究 科	年額 80,000

2 法務研究員

区	分	金 額
施設設備利用料	法 学 研 究 科	半期 30,000 円

3 委託生

区	分	金 額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科	30,000 円
	経 営 学 研 究 科	30,000
	法 学 研 究 科	30,000
	文 学 研 究 科	30,000
	工 学 研 究 科	30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科	50,000
	経 営 学 研 究 科	50,000
	法 学 研 究 科	50,000
	文 学 研 究 科	50,000
	工 学 研 究 科	50,000
受 講 料	経 済 学 研 究 科	1 単位 8,000
	経 営 学 研 究 科	1 単位 8,000
	法 学 研 究 科	1 単位 8,000
	文 学 研 究 科	1 単位 9,000
	工 学 研 究 科	1 単位 10,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	実験を履修する者 80,000

#### 4 特別聴講学生

区	分	金	額
入学検定料 (本学卒業生免除)	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入学金 (本学卒業生免除)	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受講料	経済学研究科	1 単位	8,000
	経営学研究科	1 単位	8,000
	法学研究科	1 単位	8,000
	文学研究科	1 単位	9,000
	工学研究科	1 単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

#### 5 聴講生

区	分	金	額
入学検定料 (本学卒業生免除)	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入学金 (本学卒業生免除)	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受講料	経済学研究科	1 単位	8,000
	経営学研究科	1 単位	8,000
	法学研究科	1 単位	8,000
	文学研究科	1 単位	9,000
	工学研究科	1 単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

6 科目等履修生

区	分	金	額
入学検定料 (本学卒業生免除)	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入学金 (本学卒業生免除)	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受講料	経済学研究科	1 単位	8,000
	経営学研究科	1 単位	8,000
	法学研究科	1 単位	8,000
	文学研究科	1 単位	9,000
	工学研究科	1 単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

平成 28 年度より、入学検定料及び入学金の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 研究生, 4 特別聴講学生, 5 聴講生, 6 科目等履修生に記載のある本学卒業生  
免除には北海商科大学卒業生を含む。

# 北海学園大学学位規則

昭和 45 年 3 月 26 日制定

(授与する学位)

第 1 条 北海学園大学（以下「本大学」という。）が授与する学位は、次のとおりとする。

経済学部 1 部	経済学科	学士(経済学)
	地域経済学科	学士(経済学)
経済学部 2 部	経済学科	学士(経済学)
	地域経済学科	学士(経済学)
経営学部 1 部	経営学科	学士(経営学)
	経営情報学科	学士(経営学)
経営学部 2 部	経営学科	学士(経営学)
法学部 1 部	法律学科	学士(法学)
	政治学科	学士(法学)
法学部 2 部	法律学科	学士(法学)
	政治学科	学士(法学)
人文学部 1 部	日本文化学科	学士(文学)
	英米文化学科	学士(文学)
人文学部 2 部	日本文化学科	学士(文学)
	英米文化学科	学士(文学)
工学部	社会環境工学科	学士(工学)
	建築学科	学士(工学)
	電子情報工学科	学士(工学)
	生命工学科	学士(工学)
経済学研究科	経済政策専攻	修士(経済学)
		博士(経済学)
経営学研究科	経営学専攻	修士(経営学)
		博士(経営学)
法学研究科	法律学専攻	修士(法学)
		博士(法学)
	政治学専攻	修士(政治学)
		博士(政治学)
文学研究科	日本文化専攻	修士(文学)
		博士(文学)
	英米文化専攻	修士(文学)
		博士(文学)
工学研究科	建設工学専攻	修士(工学)
		博士(工学)
	電子情報生命工学専攻	修士(工学)
		博士(工学)

(学位の授与の要件)

第 2 条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本大学の大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本大学院の博士（後期）課程を修了した者に授与する。
- 4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士（後期）課程を修了しない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士（後期）課程修了者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、授与することができる。

5 本大学院の博士（後期）課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから3年以内に提出する場合に限り、審査手数料の納入を免除する。

## 6 削除

（論文の提出）

**第3条** 修士論文は、在学第2年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、在学第3年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の博士学位申請書、研究業績一覧表、博士論文の要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、博士論文を研究科長に提出しなければならない。

4 提出する論文は1編とし、3通を提出するものとする。

5 提出した論文及び納入した審査手数料は、返還しない。

（論文の審査及び試験）

**第4条** 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」（昭和28年文部省令第9号）第3条に定めるところを基準として行うものとする。

2 博士論文の審査及び試験は、「学位規則」（昭和28年文部省令第9号）第4条に定めるところを基準として行うものとする。

3 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

（論文の審査）

**第5条** 修士論文及び博士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。

2 前項の審査委員会は、原則として、当該研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を加えるものとする。

3 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査は、原則として在学期間内に終了するものとし、第2条第4項及び第5項に定める博士論文の審査は、その提出日から1年以内に終了するものとする。

（試験）

**第6条** 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。

2 試験は、修士論文又は博士論文の内容を中心として行う。

3 第2条第4項に定める学力を確認するための試験は、博士論文の内容、関連する専攻分野の科目及び外国語について行う。ただし、学位申請者の経歴、研究上の業績から優れた学力が認められる場合は、関連する専攻分野の科目及び外国語についての試験を免除することができる。

（審査等の報告）

**第7条** 修士論文又は博士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文又は博士論文及び試験の要旨を記載した書面により研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査を終了した修士論文又は博士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して公開するものとする。

3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文又は博士論文の提出者の氏名、修士論文又は博士論文の題目、公開の期間及び期日と場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書面をもって通知しなければならない。

(合格又は不合格の決定)

**第8条** 修士論文及び博士論文並びに試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。

- 2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。
- 3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の無記名投票により出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

**第9条** 修士論文及び博士論文並びに試験の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告には、修士論文又は博士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書2通を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

**第10条** 学長は、教授会の議を経て、本大学学則第32条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

- 2 学長は、大学院委員会の議を経て、修士論文又は博士論文の審査及び試験の合格者に対し、第1条に該当する学位を授与する。
- 3 削除
- 4 学位記は、別記様式のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

**第11条** 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査結果の概要をインターネットの利用により公表するものとする。

- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表している場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない理由がある場合には、本大学の承認を得て、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の機関リポジトリ HOKUGA (以下「HOKUGA」という。)を活用して、インターネットによるものとする。
- 5 前項の規定にもかかわらず、博士の学位を授与された者が HOKUGA 以外の形態によって公表する場合には、本大学が授与した学位に係る論文またはその要旨である旨を明記しなければならない。

(学位の取消)

**第12条** 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

- (1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき
  - (2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき
- 2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

(規則の改正)

**第13条** この規則の改正は、本大学協議会又は本大学大学院委員会の議を経て行う。

#### 附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

1 (本学を卒業した場合の卒業証書・学位記)

卒業証書・学位記	
印	氏名
年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める	
年 月 日	
北海学園大学〇〇学部長〇〇〇〇〇	
印	
本学〇〇学部長の認定により卒業証書を授与し学士(〇〇)の学位を授ける	
北海学園大学長	
〇〇〇〇	
印	
学(済・営・法・文・工)第 号	

2 (修士課程を修了した場合の学位記)

学位記	
氏名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授ける	
年 月 日	
北海学園大学	
印	
修(経済・経営・法・政治・文・工)第 号	

3 (博士(後期)課程を修了した場合の学位記)

学位記	
氏名	
年月日生	
本学大学院○○研究科	
○○専攻の博士課程を	
修了したので博士(○○)の	
学位を授ける	
年月日	
北海学園大学	
印	
博(経済・経営・法・政治・文・工)甲第号	

4 (論文提出による場合の学位記)

学位記	
氏名	
年月日生	
本学に学位論文を提出し	
所定の審査及び試験に合格	
したので博士(○○)の	
学位を授ける	
年月日	
北海学園大学	
印	
博(経済・経営・法・政治・文・工)乙第号	

5 削除

# 北海学園大学大学院経営学研究科規則

**第1条** 本規則は、北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第5項により経営学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項を定める。

**第2条** 本研究科に修士課程及び博士（後期）課程を置き、専攻を経営学専攻とする。本研究科は、建学の精神（自由で不屈な開拓者精神）に則り、学部での「組織を中心とした経営学教育」、「実践志向の経営学教育」、「グローバルな視点に立つ経営学教育」、「情報分析を重視した経営学教育」、「人間行動の側面を重視した経営学教育」の教育方針を踏まえたうえで、専門的な学術の理論を教授し、専攻分野における研究能力を養うとともに、21世紀の国際社会及び地域経済社会に貢献する学識豊かな高度職業人の育成を目的とする。

2 修士課程は、学部での基本原理の修得と実践への適用能力を基礎に、さらに高度な専門性、総合性、実践性を専攻分野において教授し、課題を探求し、解決する能力を備えた実践的研究者及び高度職業人を育成することを目的とする。

3 博士（後期）課程は、修士課程で修得した課題探求能力及び実践的問題解決能力を基礎に、既存原理への問題提起や新原理の探求を行いうる高度な研究能力を有する学識豊かな実践的研究者及び指導的な高度職業人を育成することを目的とする。

**第3条** 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

2 大学院学則第9条第1項第7号による入学資格は、本研究科で別に定める。

**第4条** 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

**第5条** 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の2及び同別表第2の2とし、その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「経営学研究科履修規程」及び「経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。

ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

**第6条** 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

**第7条** 修士（経営学）の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士（経営学）の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件、又は同第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

**第8条** 本研究科修士課程の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

**第9条** 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

**第10条** 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究

科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

**第11条** 研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士（後期）課程修了者若しくは単位取得満期退学者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

**第12条** 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

**附 則**

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 北海学園大学大学院経営学研究科履修規程

**第1条** 本規程は、北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条の3第1項により、経営学研究科（以下「本研究科」という。）の研究指導及び履修に関する事項を定める。

**第2条** 修士課程の標準修業年限は2年、博士（後期）課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間（以下「長期履修期間」という。）は、修士課程3年、博士（後期）課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士（後期）課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

**第3条** 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上、博士（後期）課程にあつては14単位以上を修得しなければならない。ただし、両課程ともに論文指導の各授業科目を修了要件に含めることはできない。

2 学生は、本規程第8条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

**第4条** 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義及び演習Ⅰを1年次に、演習Ⅱを2年次に履修しなければならない。ただし、第2条第4項の適用を受けた者については、履修年次を指定しない。また、博士（後期）課程の学生は、指導教授の担当する特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを1年次に、特殊研究Ⅲを2年次に、特殊研究Ⅳを3年次に履修しなければならない。

2 修士課程の学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。

ただし、本項の規定により履修した授業科目の単位のうち本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

3 大学院学則第24条の2により認定を受けた単位数は、前項により与えることのできる単位数とは別に15単位を限度とする。

4 第2項及び第3項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

**第5条** 大学院設置基準第14条に基づき入学した社会人特例学生は、在学期間の全期間にわたって夜間及び土曜日全日で履修することができる。

2 前項の学生が土曜日を除く昼間開講科目を修得できる単位数は、原則として修士課程にあつては12単位、また博士にあつては6単位をこえないものとする。

**第6条** 学生は、学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め、所定の手続きにより、指定された期間に履修登録を行わなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は、あらかじめ本研究科委員会に願い出て、許可を受けなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

**第7条** 大学院学則第19条の3第2項により履修した北海学園大学（以下「本大学」という。）の学部

の授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

**第8条** 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月20日までとし、博士論文の提出期限は、博士（後期）課程3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月の修了を希望する者は、毎学年6月20日までに提出できるものとし、博士（後期）課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月の修了を希望する者は、毎学年6月5日までに提出できるものとする。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副2通を提出するものとする。

**第9条** 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

**第10条** 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講ずることができる。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 北海学園大学大学院経営学研究科博士論文に関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学学位規則（以下「学位規則」という。）第4条第3項に基づき、経営学研究科博士（後期）課程委員会（以下「本委員会」という。）の議を経て、研究科長が定める。

第2条 課程修了による博士（以下「課程博士」という。）の学位論文を提出することができる者は、本研究科博士（後期）課程に在学する者であって、北海学園大学大学院経営学研究科履修規程第2条に規定する所定の期間以上在学（在学見込みを含む。）し、同第3条に規定する所定の単位を修得（修得見込みを含む。）し、かつ必要な研究指導を受け、別に定める提出条件を満たした者とする。

第3条 論文提出による博士（以下「論文博士」という。）の学位論文を提出することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院の修士課程を修了した者で、5年以上の研究歴（修士課程の2年の在学期間を含む。）を有する者。
- (2) 大学を卒業した者で、6年以上の研究歴を有する者。
- (3) その他本研究科において前2号と同等以上の研究歴を有すると認められた者。

第4条 課程博士の論文の提出期限は、博士（後期）課程第3年次以降毎学年12月5日までとする。ただし、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月の修了を希望する者は、毎学年6月5日までに提出できるものとする。

第5条 課程博士の論文提出の1か月以上前に、提出予定博士論文についての報告会を開催する（形式を問わないが、指導教授と相談して、本委員会の全委員へ公示することを要する）。

第6条 本委員会は、論文博士の申請があったときには、受理委員会を設置し、受理の可否を決定する。

第7条 博士論文の審査は、以下のとおり行う。

- (1) 学位規則第5条に基づき本委員会は審査委員会を設置する。
- (2) 前項の審査委員会は、学位規則第5条第2項に基づき、原則として、本委員会に所属する3人の委員によって構成する。課程博士の論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を含めるものとする。ただし、課程博士と論文博士の審査委員会には、必要がある場合、本委員会に所属しない教授または教授経験者で、提出された博士論文の内容に最も近い研究業績を有する者を構成員に加えることができる。
- (3) 本委員会は、博士論文の審査期間中に、提出された博士論文についての公開報告会を開催するものとする。
- (4) 審査委員会は、厳正な審査を行い、その報告書を研究科長に提出する。
- (5) 研究科長は、これを本委員会に報告し、学位規則第7条、第8条及び第9条の規定に定める手続きを経る。

第8条 その他、博士学位授与に関して必要な事項は、北海学園大学大学院学則、学位規則、北海学園大学大学院経営学研究科規則及び北海学園大学大学院経営学研究科履修規程により、本委員会の議を経て、研究科長が定める。

## 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

# 経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条の2第4項、北海学園大学経営学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第5条及び経営学研究科履修規程（以下「研究科履修規程」という。）第2条第2項にもとづき、長期履修にかかわる取扱いを定める。本内規に定めのない事項については、大学院学則、研究科規則及び研究科履修規程による。

(対象学生)

第2条 経営学研究科（以下「本研究科」という。）は、大学院学則第25条に基づく特例学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出た者に長期履修を認めることができる。

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間（以下「長期履修期間」という。）は修士課程3年、博士（後期）課程5年とする。

(長期履修の申し出時期)

第4条 本研究科に入学を志願する者で長期履修を希望する者は、入学願書提出時に長期履修を申し出なければならない。

2. 前項の規定により長期履修の希望の申し出があったときには、本研究科委員会の議を経て認めることができる。

(履修について)

第5条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義（2単位）及び演習Ⅰ（4単位）を1年次に、演習Ⅱ（4単位）を2年次に履修し、かつ総単位30単位以上を修得しなければならない。博士（後期）課程の学生は、指導教授の担当する特殊研究Ⅰ（2単位）及び特殊研究Ⅱ（2単位）を1年次に、特殊研究Ⅲ（4単位）を2年次に、特殊研究Ⅳ（4単位）を3年次に履修し、かつ総単位14単位以上を修得しなければならない。ただし、両課程ともに論文指導の各授業科目を修了要件に含めることはできない。

(長期履修期間の短縮)

第6条 長期履修の教育課程にある学生が長期履修期間の短縮を申し出た場合には、本研究科委員会の議を経て認めることができる。ただし、短縮して在学する期間は各課程の標準修業年限以上でなければならない。

2. 第1項の申し出の時期は希望修了年度の前年度2月の定められた日とする。

3. 長期履修期間を短縮する学生は、定められた期日までに短縮した期間に応ずる授業料を納付しなければならない。

(入学金、授業料、教育充実費など)

第7条 長期履修にかかわる入学金、授業料、教育充実費などは別に定める。

(雑則)

第8条 その他、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会において定める。

附 則

本内規は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

本内規は、平成24年4月1日より施行する。

# 北海学園大学大学院経営学研究科研究論集に関する規程

(趣旨)

第1条 本大学院経営学研究科は、大学院経営学研究科の研究・教育を助長し、その成果を発表するため、北海学園大学大学院経営学研究科研究論集（以下「経営学研究科論集」という）を発行する。

(発行)

第2条 経営学研究科論集は、毎年1回発行し、発行者は経営学研究科長とする。

(掲載)

第3条 経営学研究科論集は、次の各号に該当するものを掲載する。

一 研究成果

- (1) 博士課程修了者の研究成果
- (2) 博士課程在学者の研究成果
- (3) 修士課程修了者の研究成果
- (4) 修士課程在学者の研究成果
- (5) 研究科研究生の研究成果
- (6) その他編集委員会が適当と認めたもの

二 活動報告

修士論文の題目と要旨、修士論文・博士論文の中間報告、翻訳、資料など  
(経営学研究科論集編集委員会)

第4条 経営学研究科論集を編集するため、経営学研究科論集編集委員会を置く。

- 2 編集委員会は、大学院経営学研究科教務委員3名で構成するものとする。
- 3 編集委員会委員長は、委員の互選にもとづいて、研究科長が委嘱する。

(会議)

第5条 編集委員会は、委員長の召集によって開催する。

- 2 編集委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(編集委員会の審議事項)

第6条 編集委員会は、次の事項について審議する。

- 一 発行の形式
- 二 掲載論文の選定
- 三 その他経営学研究科論集の編集に必要な事項

(募集)

第7条 編集委員会は、毎年度1回論文等の募集を行わなければならない。

(著作権)

第8条 論集に掲載された論文などの著作権（著作財産権、Copyright）は、経営学研究科に帰属する。

- 2 ただし、論集に掲載された論文などの執筆者が、この論文などをもとにした著作・論文集を刊行する場合、経営学研究科は無条件でこれを認める。この場合、執筆者は経営学研究科に対して許可を求める必要はないものとする。

(所管)

第9条 経営学研究科論集に関する所管は、経営学部事務室とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

# 北海学園大学大学院研究生規程

第1条 北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条に基づき、研究生に関する事項を定める。

第2条 研究生を志願することができる者は、つぎの各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院修士課程又は博士（後期）課程を修了した者
- (2) 大学院専門職学位課程を修了した者
- (3) 志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

第3条 研究生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りでない。

第4条 研究生を志願する者は、所定の願書に、大学院学則別表第5の1に定める審査料を添えて、志願する研究科に提出しなければならない。

第5条 研究生の選考は、志願をした研究科で行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 研究生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、大学院学則別表第5の1に定める受講料等を納入し、所定の手続きを完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

2 前項の受講料等のほか、必要に応じ研究実費を納入させることができる。

第7条 研究生の在学期間は、原則として入学日からその年度末までとする。ただし、引き続き在学の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 研究生は、指導教員の指導をうけて研究に従事するものとする。

2 指導教員は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員とする。

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科の授業に担当教員の許可を得て出席することができる。

第10条 研究科が必要と認めるときは、研究生のための特別な講座を設けることができる。

第11条 研究科長は、研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。

第12条 研究生が退学しようとするときは、退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第13条 研究生について、本規程に規定のない事項については、大学院学則を準用する。

ただし、第5章の規定は除く。

## 附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 了解事項

- 1 第7条に定める在学期間は、研究科においてこれを定める。
- 2 第10条に定める講座については、大学院学生等の聴講を認めることがある。  
聴講料については別に定める。

## 附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

# 北海学園大学大学院科目等履修生規程

第1条 北海学園大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第43条の2第2項に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

第2条 科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年2月7日文部省告示第5号）で文部科学大臣が指定した者
- (4) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 教育職員の専修免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修するために科目等履修生を志願することのできる者は、教育職員免許法別表第3により、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有し、かつ、一種免許状を取得後に3年以上の教育職員の在職年数を有する者とする。

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始めとする。

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に定める書類に、大学院学則別表第5の6に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修生入学出願理由書
- (3) 最終学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 科目等履修生カード

2 第2条第2項に基づき志願する者は、前項各号に掲げる書類のほか、中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の教育職員免許状授与証明書及び中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の免許状取得後3年以上の教育職員の在職年数を証明する書類に、大学院学則別表第5の6に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

第5条 科目等履修生の選考は、志願をした研究科で行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 科目等履修生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、大学院学則別表第5の6に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第7条 科目等履修生が履修できる期間は、許可した年度に限るものとする。

第8条 科目等履修生が履修することのできる授業科目は、本大学院学生の教育に支障のない限り、研究科が許可するものとする。

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、研究科の定めるところによる。

第10条 科目等履修生は、その履修した授業科目につき、試験に合格したうえで単位の認定を受けることができる。

2 修得単位の認定は、科目等履修生を選考した研究科で行い、研究科委員会の議を経て、決定する。

3 合格した授業科目については、本人の願出により、単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付することができる。

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科

委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

**第12条** 科目等履修生が、本大学院の学則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長は、科目等履修生の許可を取り消すものとする。

**第13条** 科目等履修生について、本規程で定めるもののほかは、本大学院の学則（ただし、第27条、第28条の規定を除く。）その他本大学院の学生に関する規定を準用する。

**附 則**

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

# 北海学園大学大学院委託生規程

第1条 北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第41条に基づき、委託生の取扱いをつぎのように定める。

第2条 委託生を志願することのできる者は、つぎの各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

第3条 委託生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

第4条 委託生を願い出る者は、所定の願書に大学院学則別表第5の3に定める入学検定料を添えて、志願する研究科に提出しなければならない。

第5条 委託生については、各研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 委託生が、指定された期限内に、大学院学則別表第5の3に定める受講料等を納入して所定の手続きを完了したとき、合格した委託生に対して、学長は入学の許可を与える。

2 前項の受講料等のほか、研究に必要な費用を納入させることができる。

第7条 委託生の在学期間は、原則として1年とする。ただし、委託生の願い出により、研究科委員会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 委託生は、指導教員の指導をうけて研究するものとする。

第9条 研究科委員会が必要と認めるときは、委託生のための特別な講座を設けることができる。

第10条 研究科委員会が必要と認めるときは、委託生の願い出により、委託修了証明書及び委託受講証明書を交付することができる。

第11条 委託生が退学するときは、委託者は研究科に所定の退学願を提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第12条 委託生については、本規程に規定のない事項については、大学院学則（ただし、第5章は除く。）を準用する。

## 附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

# 北海学園大学大学院授業料等に関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条及び第33条に基づき授業料等納入金に関する事項を定める。

第2条 北海学園大学大学院の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費（以下「授業料等」という。）及び入学検定料は、大学院学則別表第4に掲げる額とする。

第3条 授業料等の納入期限は、大学院学則別表第4に掲げる期日とする。

2 9月修了を認められた者は、第2期分の授業料、教育充実費及び実験実習費を免除する。

第4条 退学、転学、休学を許可、又は、命じられたものの授業料等は、その期分までを納入し、また、復学を許可された者は、その期分から納入しなければならない。

第5条 納入期日を経過してもなお納入しない学生は、大学院学則第17条により除籍とする。

第6条 経済等の事情により授業料等を定められた期日までに納入が困難な場合は、納入期限の10日前までに所定の学費延納願を学費支給者連署の上提出し許可を得なければならない。

第7条 大学院学則第39条、第40条、第41条、第42条、第43条及び第43条の2に基づく研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生及び科目等履修生に係る入学金、受講料、施設設備利用料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、大学院学則別表第5に掲げる額とする。

2 前項の入学金、受講料、施設設備利用料、実験実習費は所定の期日までに納入しなければならない。所定の期日までに納入しない場合は、入学を許可しない。

3 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

第8条 大学院学則第11条、第12条、第15条及び第17条に基づく転入学、再入学、復学及び復籍の授業料等、入学検定料、復学料、再入学及び復籍料は、次のとおりとする。

	転入学	復学	再入学・復籍
入学金	入学する年度の額	—	再入学又は復籍する年度の額
授業料 教育充実費 実験実習費	当該年次に適用される額	入学時に示した各年次の額	当該年次に適用される年度の額
入学検定料	入学する年度の額	—	—
復学料	—	復学する年度の入学検定料の1/2	—
再入学及び復籍料	—	—	再入学又は復籍する年度の入学検定料と同額

2 前項の入学金、復学料並びに再入学及び復籍料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 大学院学則第15条第4項に基づき休学した者が第2学期より復学するときは、復学料、第2学期分の授業料、教育充実費（50,000円、ただし、第25条に基づく特例学生は30,000円）及び実験実習費の2分の1の額を納入しなければならない。

第9条 既納の授業料等納入金は、これを返還しない。

第10条 本規程に定めるもののほか、授業料等及びその他納付金の徴収について必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

# 北海学園大学 研究活動の基本精神及び行動規範

令和3年9月1日

学長決定

北海学園大学（以下「本学」という。）は、研究活動上の不正行為を防止するため、本学において研究を実施する全ての者（以下「研究者」という。）が遵守すべき基本精神及び行動規範を次のとおり定める。

## （基本精神）

1. 本学の研究者は、学問の自由の下、自由な発想に基づく学術研究を尊び、研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類の様々な営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の目的、方法、内容及び結果をたえず自省しなければならない。
2. 本学の研究者は、学術研究の遂行に当たり、自己の良心と信念に従い、常に厳正な態度で臨まなければならない。
3. 本学の研究者は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに説明責任を果たさなければならない。
4. 本学の研究者は、学術研究の信頼保持のために研究活動の不正に対し、常に真摯な態度で臨まなければならない。
5. 本学の研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たり、法令及び関係規則を遵守しなければならない。

## （行動規範）

1. 本学の研究者は、誇りと使命を自覚し、研究活動において不正を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。
2. 本学の研究者は、学術研究によって生み出される知見の正確さ及び正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。
3. 本学の研究者は、研究活動の実施に際して、学生に対し、指導的立場に立つ者として、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応えなければならない。
4. 本学の研究者は、責任ある研究の実施と不正の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。
5. 本学の研究者は、研究への協力者の人格及び人権を尊重し、待遇に配慮しなければならない。

# 北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程

## 第1章 総則

(趣 旨)

**第1条** この規程は、北海学園大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応について必要な事項を定める。

(定 義)

**第2条** この規程において「研究活動上の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 虚偽申請：事実と異なる内容、肩書又は他人の氏名を用いて応募すること。
- (5) 研究費の不正使用：架空の取引による代金の引出し、実体の伴わない出張旅費や謝金の引出し等、研究費を不適切に使用すること。
- (6) 二重投稿：印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (7) 不適切なオーサーシップ：論文著作者が適正に公表されていないこと。
- (8) 第1号ないし第7号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(不正行為に該当しない行為)

**第3条** この規程において、次に掲げる行為は不正行為に該当しない。

- (1) 悪意のない誤り（科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。）
- (2) 意見の相違

(適用範囲)

**第4条** この規程は、本学で行われる全ての研究活動に適用され、これらに携わる全ての教職員、研究員及び学生等（以下「研究者等」という。）を対象とする。

(研究者等の責務)

**第5条** 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究データ」という。）を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 前項に規定する研究データの保存期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間を原則とする。
  - (2) 論文等の形で発表された研究成果に関わる試料や標本等の有体物は、5年間を原則とする。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる等、社会通念上やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
  - (3) 特許等に関わる研究データは、30年間を原則とする。
- 5 法令等において、前項各号の期間を超える保存期間が定められているときは、当該法令等の定めによる。
  - 6 論文等の形で学外に発表されない卒業研究等は、必ずしも第3項及び第4項に規定する限りではないが、可能な限りこれらに準じて取り扱うことが望ましい。

(最高管理責任者)

**第6条** 本学を統括し、不正行為の防止に努めるとともに、不正行為が発生した場合の対応について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

**第7条** 最高管理責任者を補佐し、研究活動に係る不正行為の相談、告発の受付、疑いが生じたときの調査実施全般を統括する者として統括管理責任者を置き、副学長（総務担当）をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(研究倫理教育責任者)

**第8条** 研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する責任を負う者として研究倫理教育責任者を置き、学部長、研究科長、開発研究所長及び事務部長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する部局において、研究者等に対し、研究倫理教育を定期的実施しなければならない。

## 第2章 告発・相談

(通報窓口)

**第9条** 不正行為に関する告発又は告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という。）を受け取る窓口（以下「通報窓口」という。）を事務部庶務課に置く。

- 2 不正行為が存在すると疑う者は、前項に規定する通報窓口にて、書面、FAX、電子メール、電話等により告発又は相談することができる。ただし、当該告発等の事案に関わる利害関係者が通報窓口に関与していると思われる場合は、統括管理責任者をもって通報窓口にて代えることができる。

(告発等の取扱い)

**第10条** 通報窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。

- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、当該告発等に対し、第14条に規定する予備調査を行うか否かを決定し、その旨を告発者又は相談者（匿名の告発者又は相談者を除く。）に通知するとともに、最高管理責任者に報告する。なお、予備調査を行う必要がないと決定したときは、その理由を付さなければならない。
- 3 告発は原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的根拠が示されていなければならない。
- 4 匿名による告発があった場合、その内容が前項と同等のものであると判断されるときは、顕名による告発があった場合に準じて取り扱う。

- 5 統括管理責任者は、告発された事案について、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、本学のほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発について通知する。
- 6 統括管理責任者は、報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- 7 統括管理責任者は、告発の意思を明示しない相談があったときは、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、当該相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- 8 統括管理責任者は、不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う。

(秘密保持義務)

**第 11 条** この規程に定める相談・告発及び調査等に携わる全ての者は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、調査中の事案について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に情報が漏洩することのないよう、秘密の保持を徹底させなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査中の事案に関する情報が調査関係者以外に漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

(告発者の保護)

**第 12 条** 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、告発したことを理由とする告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

(被告発者の保護)

**第 13 条** 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、告発されたことを理由とする被告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

### 第 3 章 調査

(予備調査)

**第 14 条** 統括管理責任者は、第 10 条第 1 項で受け付けた告発に対し、告発内容の合理性及び調査可能性等について予備調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、被告発者が所属する部局の長及び部局の長が指名する者若干名をもって構成する。
- 3 告発者又は被告発者と直接の利害関係がある者は、委員から除外する。
- 4 予備調査委員会は、調査結果を最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、告発を受け付けた日から起算して 30 日以内に本調査を行うか否かを決定する。

(配分機関等への報告・協議)

**第 15 条** 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、その実施方針、調査対象者及び方法等

について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）、関係機関及び関係省庁に報告し、協議しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、本調査を行う必要がないと決定した場合、その旨を配分機関、関係機関及び関係省庁に報告するとともに、告発者に通知する。この場合、最高管理責任者は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関、関係機関及び告発者の求めに応じ開示しなければならない。

（調査委員会）

**第16条** 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、速やかに調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) 被告発者が所属する部局の長
  - (3) 事務部長
  - (4) 統括管理責任者が指名する外部有識者
- 3 前項第4号に規定する外部有識者は、4名以上とする。
- 4 告発者又は被告発者と直接の利害関係がある者は、委員から除外する。
- 5 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 6 調査委員会に副委員長を置き、被告発者が所属する部局の長をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 8 調査委員会が必要であると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

（議事）

**第17条** 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（本調査の通知）

**第18条** 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対して、本調査を行うこと及び調査委員の氏名・所属を通知し、調査への協力を求める。

- 2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査の実施）

**第19条** 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から起算して30日以内に、本調査を開始する。

- 2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。
- 3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証する。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、本調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第20条 最高管理責任者は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとる。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合、最高管理責任者は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。

3 最高管理責任者は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第21条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。

(配分機関等への調査協力)

第22条 最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁の求めがあった場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。

2 最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁の求めがあった場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

#### 第4章 認定

(認定の手続き)

第23条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、次の各号に掲げる事項を認定し、直ちに最高管理責任者に報告する。

(1) 不正行為が行われたか否か

(2) 不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為が行われたと認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

(3) 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨

2 前項第3号の認定を行うに当たっては、調査委員会は、告発者による弁明の機会を設けなければならない。

3 最高管理責任者は、告発を受け付けた日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、配分機関、関係機関及び関係省庁に提出しなければならない。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を同様に提出しなければならない。

4 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。

(認定の方法)

第24条 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かを認定する。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことが

できないときは、不正行為と認定することができる。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知)

第 25 条 最高管理責任者は、認定を含む調査結果を告発者及び被告発者に通知し、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定した場合、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 26 条 不正行為が行われたと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、前条の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 不服申立ての審査は、第 16 条に規定する調査委員会が行う。

3 前項に規定する審査について、最高管理責任者は、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由があると認める場合、委員を交代又は追加することができる。

4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下することを決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。その際、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。

6 調査委員会は、再調査を行うことを決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。

7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、告発者から不服申立てがあったときは告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 27 条 前条の不服申立てに対し再調査を行うことを決定した場合、調査委員会は、不服申立て人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等を求めることとし、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。

2 調査委員会は、不服申立てを受けた日から起算して 50 日(告発が悪意に基づくものと認定された被告発者から不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを受けた日から起算して 30 日)以内に調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。

3 最高管理責任者は、第 1 項又は第 2 項の報告に基づき、速やかに再調査結果をまとめ、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、告発者から不服申立てがあったときは告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。

(公表)

第28条 不正行為に関する公表は、最高管理責任者が行う。

- 2 不正行為が行われたと認定した場合において、当該不正行為が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正行為を行った者の氏名、不正行為の内容及びその他必要な事項を公表する。
- 3 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正行為が行われていなかったこと及びその他必要な事項を公表する。
- 4 告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名及びその他必要な事項を公表する。

## 第5章 措置

(不正使用等に対する措置)

第29条 不正行為が行われたと認定した場合又は告発が悪意に基づき行われたと認定した場合で、処分を行うことが必要であると認められたときは、最高管理責任者は法令、『学校法人北海学園就業規則』又は学則等に基づき必要な措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は、認定された不正行為において、私的流用など悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとる。
- 3 研究者等による研究費の不正な使用又は管理により研究費を返還する必要性が生じた場合は、当該研究者等がその返還金全額を負担することを原則とする。

(研究費の返還・執行停止等)

第30条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の一時的執行停止を命じる。

- 2 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した研究活動に係る研究費について、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合に応じて全額又は一部を返還させる。
- 3 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した研究活動に係る研究費について、不正行為の学術的・社会的影響度、悪質度及び不正行為の関与の度合に応じて執行停止を命じる。
- 4 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した論文等の取下げを勧告する。

(競争的資金への応募資格の停止等の措置)

第31条 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した場合は、競争的資金への応募資格の停止等の措置を講じる。

## 第6章 雑則

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、協議会の議を経て最高管理責任者がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日施行の北海学園大学の研究活動における行動規範及び不正行為の対応に関する規程は、これを廃止する。
- 3 平成29年4月1日施行の競争的研究資金等の不正使用に係る事案の取扱いに関する内規は、これを廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 「個人を対象とする研究」に関する研究倫理指針

(目的)

**第1条** 本指針は、経営学研究科及び経営学部に所属する研究者が行う「個人を対象とする研究」について留意すべき事項を示し、研究対象者の人権を擁護するとともに、本研究科及び学部における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(対象)

**第2条** 本指針が対象とする「研究者」とは、経営学研究科及び経営学部に所属する教員と、経営学研究科に所属する大学院生、大学院研究生、大学院科目等履修生及び大学院委託生（以下、「大学院生等」という。）を指す。なお、大学院生等が行う研究については、指導教員が研究倫理について適切な指導を行うこととし、特に研究計画等の倫理審査にあたっては、指導教員の指導の下で申請を行うこととする。

(定義)

**第3条** 本指針において、次に掲げる用語の定義は、各号の定めるところによる。

- (1) 「個人を対象とする研究」とは、個人情報、個人の心身・行動・環境等に関する資料を収集して行われる研究活動をいう。なお、その際の研究領域の範囲は、経営学研究科及び経営学部で展開されている専門領域に限ることとする。
- (2) 「個人情報」とは、北海学園大学「個人情報の保護に関する規程」第2条第1項に規定されるものをいう。
- (3) 「個人の心身・行動・環境等に関する資料」（以下、「個人資料」という。）とは、個人の思考や感情、身体状況、行動傾向、生活状況等に係る資料をいう。
- (4) 「研究対象者」とは、研究の対象となる者の総称をいい、調査研究・実験研究においては調査・実験の対象として参加する者、フィールド研究・ケース研究等においては研究対象として協力する者を含む。
- (5) 「匿名化」とは、本条第2号で定める個人情報の全部又は一部を取り除くこと、あるいは個人情報の全部又は一部を取り除いた上で、研究対象者と関わりのない符号又は番号を付すことにより特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(原則)

**第4条** 個人を対象とする研究を行う者は、個人の尊厳を重んじ、科学的、社会的に妥当な方法や手段でその研究を遂行するとともに、次に掲げる原則を遵守しなければならない。

- (1) 個人を対象とする研究を行う者は、本指針及び「北海学園大学 研究活動の基本精神及び行動規範」、「北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程」、北海学園大学「個人情報の保護に関する規程」をはじめ、他に本学が定める諸規則、法令、所轄庁の告示や指針、学会等の指針等を遵守しなければならない。
- (2) 研究の実施に際しては、研究対象者の人権を最大限に尊重し、科学的、社会的に意義のある研究の遂行に努めなければならない。
- (3) 研究者が個人情報や個人資料を収集する場合は、研究対象者に精神的、身体的負担や苦痛をできるかぎり与えないようにしなければならない。

(インフォームド・コンセント)

**第5条** 研究者が個人情報や個人資料を収集するときは、研究対象者に対して研究目的、研究成果の公

表方法などの研究計画について、事前にわかりやすく説明しなければならない。また、個人情報や個人資料を収集するにあたり、何らかの精神的、身体的負担や苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況を事前にわかりやすく説明しなければならない。

2 研究者が個人情報や個人資料を収集するときは、書面その他の方法により、事前に研究対象者の自由意思に基づく同意を得なければならない。

(1) 研究対象者の同意には、個人情報や個人資料の取り扱い及び公表の方法などに関わる事項を含むものとする。

(2) 研究対象者から本人の個人情報や個人資料の開示を求められた場合には、原則として、これを開示しなければならない。

(3) 研究対象者が18歳未満の場合は、本人及び保護者等の同意を得なければならない。

(4) 研究対象者が乳幼児、障害者等で本人の同意を確認することが困難な場合は、保護者等の同意を得なければならない。

(5) 研究対象者からの同意は、原則として事前に得ることとする。特に何らかの精神的、身体的負担や苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、必ず事前に書面をもって同意を得なければならない。

(6) 研究者は、同意を得た方法等に関する記録を残さねばならない。また、研究対象者が同意を撤回したときには、すみやかに本人の個人情報と個人資料を破棄しなければならない。

(インフォームド・コンセントの簡略化と免除)

**第6条** 前条に定めるインフォームド・コンセントの手続きについては、次の各項の場合に限り、簡略化又は免除することができる。但し、本条第4項に該当する場合を除き、研究対象者への事前説明は原則として行うこととする。

2 研究対象者の意思に回答が委ねられている調査で、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、質問への回答をもって研究対象者からの同意に代えることができる。

(1) 無記名調査であり、その他の個人情報を収集しないもの。

(2) 質問内容により、研究対象者の精神的、身体的負担や苦痛あるいは危険性がないと想定されるもの。

(3) 個人情報や個人資料の集計、分析及び公表にあたって、匿名化が行われるもの。

3 次の各号に掲げる事項にすべて該当する場合は、インフォームド・コンセントの手続きを簡略化又は免除することができる。

(1) 当該方法によらなければ、実際上当該研究を実施できない、又は当該研究の価値を著しく損ねる場合。

(2) 当該方法によることが、研究対象者の精神的、身体的負担や苦痛あるいは危険性がないと想定される場合。

(3) 当該研究について、社会的に重要性が高いことが認められる場合。

4 前二項にかかわらず、研究の真の目的を知らせることにより当該研究の実施が不可能になる場合、又は当該研究の価値を著しく損ねる場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 調査研究・実験研究等において、あらかじめ研究の真の目的を知らせることが参加者の反応を変化させるため、事前説明ができない場合又は事実と異なる説明を行わなければならない場合は、調査・実験の終了後すみやかに参加者に真の目的を説明し、調査・実験への参加について同意を得なければならない。

(2) フィールド研究・ケース研究等において、あらかじめ協力者に研究の目的を説明し同意を得てお

くことが協力者との自然な関係の構築の妨げとなるため、事前に説明し同意を得ることが困難な場合は、研究の終了後すみやかに協力者に研究の目的を説明し、研究への協力について同意を得なければならない。

(外部委託)

**第7条** 研究者が調査会社等の外部に委託して個人情報や個人資料を収集する場合は、本指針に則った契約を交わさなければならない。また研究者は、研究対象者から要求があった場合は、外部への委託目的などを研究対象者に直接説明しなければならない。

(講義等における実施)

**第8条** 研究者が、講義、演習その他の授業場面において、研究のために受講生から個人情報や個人資料を収集する場合であっても、第5条又は第6条の定めに従わなくてはならない。また研究者は、原則として、研究への参加や協力の有無によって受講生の成績評価等に不利益を与えてはならない。

(研究計画等の倫理審査)

**第9条** 研究計画等の倫理審査は、受審を必要とする研究者からの研究倫理審査申請書(様式1号)及びその他の添付資料の提出に基づき、経営学研究科「研究倫理審査委員会」(以下、「委員会」という。)で行う。委員会については、別に定める。

(その他)

**第10条** 本指針に記載のない事項については、「北海学園大学 研究活動の基本精神及び行動規範」、「北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程」、北海学園大学「個人情報の保護に関する規程」及びその他の本学諸規程に従うものとする。

**附 則**

この指針は、平成29年12月1日から施行する。

**附 則**

この指針は、令和3年12月1日から施行する。

# 研究倫理審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、経営学研究科「研究倫理審査委員会」(以下、「委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、経営学研究科「『個人を対象とする研究』に関する研究倫理指針」に基づき、個人情報、個人の心身・行動・環境等に関する資料を収集して行われる研究活動(以下、「個人を対象とする研究」という。)が適正かつ円滑に実施されるよう、審査及びその他必要な事項について審議することを目的とする。

(審議)

第3条 委員会は、研究科長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 「個人を対象とする研究」に係る研究計画等の倫理審査(以下、「研究倫理審査」という。)に関すること。
- (2) 「個人を対象とする研究」に係る規程や指針等の制定・改正に関すること。
- (3) その他、「個人を対象とする研究」に係る研究科長の諮問事項

(審査基準)

第4条 研究倫理審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次に掲げるものによる。

- (1) 経営学研究科「個人を対象とする研究」に関する研究倫理指針
- (2) 北海学園大学 研究活動の基本精神及び行動規範
- (3) 北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程
- (4) 北海学園大学「個人情報の保護に関する規程」
- (5) 関連省庁等の法令、告示及び指針や学会等の指針等

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、研究科長が委嘱する。なお、当該研究倫理審査を申請する教員及び当該研究倫理審査を申請する大学院生等の指導教員は、委員となることはできない。

- (1) 経営学研究科教務委員1名
- (2) 経営学研究科組織経営分野の教員1名
- (3) 経営学研究科組織情報分野の教員1名
- (4) 経営学研究科組織心理分野の教員1名
- (5) 審査申請された研究領域に近接する専門分野の教員1名(学部教員を含む)
- (6) その他、委員会が必要と認める場合には、学内外の有識者から若干名

(設置)

第6条 委員会は、研究科長の諮問事項が発生した時点で設置され、当該事項の審議が終了し答申がなされ次第、解散する。

(委員長)

第7条 委員会の委員長は、第5条第1号から第5号までの委員から研究科長が委嘱し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事運営)

**第8条** 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の答申の議決にあたっては、委員の過半数の賛成を必要とする。

3 委員長が必要と認めるときには、研究倫理審査を申請する者（以下、「審査申請者」という。）を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

(審査の申請)

**第9条** 審査申請者は、研究倫理審査申請書（様式1号）により、研究科長に申請する。

(審査の方法)

**第10条** 研究倫理審査は、原則として委員会による合議で行う。

(持ち回り審査)

**第11条** 前条に関わらず、委員長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、持ち回り審査を行うことができる。

(1) 合議による委員会を開催できない事情があるとき。

(2) 緊急の必要があると判断したとき。

(3) 既に委員会において承認されている研究計画に関する軽微な変更を審査するとき。

(4) 「個人を対象とする研究」に関する研究倫理指針第6条第2項に該当する研究計画を審査するとき。

2 持ち回り審査の成立及び議決要件については、第8条第1項及び第2項に定められたとおりとする。

(審査の結果)

**第12条** 研究倫理審査の結果は次の各号のいずれかとし、委員会が「研究倫理審査結果報告書」（様式2号）を作成して研究科長に答申する。なお、結果が第2号から第4号のいずれかに該当した場合には、その理由を付記する。

(1) 承認

(2) 修正再審査

(3) 不承認

(4) 審査対象外

2 答申を受けた研究科長は、研究倫理審査の結果を審査申請者に通知する。

(審査の再申請)

**第13条** 申請した研究計画等が第4条に定められた審査基準を満たしていないため、修正再審査又は不承認の通知を受けた審査申請者は、研究計画等を改善したのち、研究倫理再審査申請書（様式3号）をもって研究科長に再申請することができる。

2 再審査は合議により行い、議事運営は第8条の定めに従う。

(審査対象外)

**第14条** 「個人を対象とする研究」に関する研究倫理指針第3条第1項の定めに従い、委員会が審査できる研究領域の範囲は、経営学研究科ならびに経営学部で展開されている専門領域に限られるため、その範囲を越える研究計画等については審査対象外とする。

(研究計画等の変更)

**第15条** 第12条第1号（「承認」）の判定を受けた審査申請者が、当該研究計画等のうち第4条に定める審査基準に関わる事項を変更するときは、研究倫理再審査申請書（様式3号）をもって再審査を申請しなければならない。

(審査内容等の公開)

**第 16 条** 次の各号に該当する事項は公開することができる。但し、研究者及び研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれがあるなどの場合は、委員会の判断に基づき非公開とすることができる。

(1) 審査内容の要旨（審査申請者名、研究課題名、審査結果及び承認番号等）

(2) 審査を行った委員会の構成ならびに委員の所属・氏名等

(守秘義務)

**第 17 条** 委員は、その職務上知りえた秘密（広義の知的財産となる可能性のある研究内容、研究方法や研究対象者に関する情報など）を漏らし、または自己のために利用してはならない。

(事務局)

**第 18 条** 委員会に関する事務は、経営学研究科教務係の所管とする。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

# 「個人情報取り扱い」について

本学では、教育・研究、学生支援、社会貢献などに必要な業務をおこなうにあたり、大学に関わりのある個人（学生およびその学費支給者・保証人・受験生・卒業生・教職員など）の情報を活用しています。これらの個人情報については関連する法令を遵守し、以下のとおり、利用目的を明確にし、個人情報の適正な利用と適切な保護に努め、必要な安全管理措置を講じています。学生各位の理解と協力をお願いします。

## 1. 個人情報の利用目的

学生の個人情報は、以下の教育研究および学生支援に必要な業務を遂行するために利用し、利用目的を変更した場合は、本人に通知又は掲示板等に公表します。

### (1) 学生の個人情報

- 1) 入学に関する業務：入学志願，入学試験実施，合否判定，入学手続きに関する業務など
- 2) 学籍に関する業務：個人基本情報の管理，学籍異動，学費，学生証交付，証明書作成に関する業務など
- 3) 教育に関する業務：履修登録，授業・試験実施，成績処理，進級，修了判定，学位記授与，海外留学に関する業務など
- 4) 研究に関する業務：研究活動支援に関する業務など
- 5) 学修支援に関する業務：教務指導，履修相談，図書館・コンピュータ実習室など学内施設利用に関する業務など
- 6) 学生生活支援に関する業務：奨学金，学生相談，健康維持促進，課外活動に関する業務など
- 7) 就職活動およびその支援に関する業務：キャリア形成，就職相談，求職登録，就職斡旋に関する業務など
- 8) 学生・学費支給者・保証人などへの連絡業務：学修支援のための連絡，成績通知，学生生活支援のための連絡業務など

### (2) 学費支給者および保証人の個人情報

学費支給者・保証人への連絡業務：成績通知，学費納付に関する連絡，各種送付物の発送，学修支援のための連絡，学生生活支援のための連絡業務など

## 2. 個人情報の第三者提供について

個人情報は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありませんが、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合、および緊急の必要がある場合などは、例外的に個人情報を開示することがあります。

## 3. 本学内における学生への連絡方法について

教育指導上あるいは学生生活支援上、本学内において学生本人への連絡・通知などが必要になった場合には、原則として、関係掲示板に「学生番号」を掲示します。

## 4. 相談窓口

個人情報について開示・訂正・削除・利用停止などを請求することができます。不明な点や手続きなどについては、学部事務窓口にご相談してください。

# 北海学園大学ハラスメント防止・対策に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）における、すべての学生、教職員（以下これらの者を「構成員」という。）および関係者に対し、公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究、就業等の機会および権利を保障することを目的として、ハラスメントの防止およびハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、本条第2項の各号に定めるセクシャル・ハラスメント、アカデミックハラスメントおよびパワーハラスメントを含み、本学の構成員相互または構成員と関係者との間において、本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者とりわけ下位ないし弱い立場にある者に対し、不快感、嫌悪感、威圧感、不安感、屈辱感等の精神的不利益を生じさせる言動により、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、学習環境、教育研究環境および就業環境等を悪化させ、または人格権を侵害することをいう。

2 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) セクシャル・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、次の各号に該当する行為を行うことにより他の者に対し不利益をあたえ、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

- 一 他の者の意に反してなされる性的言動であり、他の者にとって不快と受け止められる性的言動を行うこと
- 二 他の者の意に反して性的理由に伴う差別的な言動を行うこと

#### (2) アカデミック・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、教育研究の場において、優越的地位または有利な立場にある者が、その地位や立場を利用し、または逸脱して、より下位または不利な立場の者に対し、不適切な言動等を行うことにより相手方に対して不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

#### (3) パワー・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、職務上又は学生活動上、優越的地位にある者または人間関係などの優位性を有する者が、その地位や職務上の権限等を利用し、または逸脱して、部下や同僚、後輩や同級生等、不利な立場にある者に対して不適切な言動（性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や望まぬ暴露を含む）、指導、処遇等を行うことにより相手方に対して不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

#### (4) その他のハラスメント

前3号には該当しないが、他の者の意に反する言動であり、行為者本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者に不快な言動として受け止められ、他の者に不利益を与え、不快感、脅威または屈辱感を与えることにより、学習環境、教育研究環境および就業環境等を悪化させることをいう。

(本学各機関の責務)

### 第3条

- 1 本学の各機関は、ハラスメントに関する相談や申立てがあったときは、これに誠実に対応し、ハラスメント防止および対策のために必要な措置をとらなければならない。
- 2 本学の各機関は、自らハラスメントの発生防止に努め、本規程第2章に規定するハラスメント防止・対策委員会からハラスメントの防止および対策にかかわる諸活動に協力を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 本学の各機関は、ハラスメントに関する情報の管理について、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(構成員の責務)

### 第4条

- 1 構成員は、ハラスメントが本学における学習環境、教育研究環境および就業環境等を損なうものであることを自覚し、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を創り出し、維持するよう努めなければならない。
- 2 構成員は、ハラスメントに関する理解を深めるための研修を受けるよう努めなければならない。
- 3 構成員は、ハラスメントに関する相談および申立てを妨げてはならない。
- 4 構成員は、被害を申し立てた者、本規程に定める各委員会の委員および相談員、その他ハラスメントに対し正当な対応をした者に対し、被害の申立て、ハラスメントに関する事案解決への協力、その他ハラスメントに対し正当な対応をしたことを理由として、不利益を与えてはならない。
- 5 構成員は、正当な理由なく、本規程に定める各委員会による照会、呼び出しなどの指示を拒否してはならない。

(委員等の守秘義務等)

### 第5条

- 1 本規程に定める各委員会の委員および相談員は、任期中および退任後に、任務において知り得た事実を他に漏らしてはならない。
- 2 本規程に定める各委員会の委員および相談員は、相談者、被害を申し立てた者、被害を申し立てた者の相手方の名誉およびプライバシー等を侵害しないよう慎重に行動しなければならない。

## 第2章 体制

(委員会等の設置)

### 第6条

- 1 第1条の目的を達成するため、本大学学則第62条に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を置く。
- 2 ハラスメントに関する相談に応ずるため、相談員を置く。

(ハラスメント防止・対策委員会の構成)

### 第7条

- 1 ハラスメント防止・対策委員会は、学長が任命する次の各号に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 各学部選出の教員各1名(各研究科の委員を兼ねるものとする)
  - (2) 学生部長
  - (3) 学長が指名する2名
  - (4) 事務部長

(5) 大学院事務部長

2 学長は、ハラスメント防止・対策委員会の構成に偏りがないう配慮して、前項第3号の委員を選任しなければならない。

3 第1項第1号から第3号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(ハラスメント防止・対策委員会の職務)

**第8条** ハラスメント防止・対策委員会は、本学におけるハラスメント防止のため、第6章に定める活動を行うとともに、ハラスメントに関する事案（以下「事案」という。）解決のために必要な措置を講じる。

(ハラスメント防止・対策委員会による各種委員会の設置)

#### 第9条

1 ハラスメント防止・対策委員会は、事案の調停のために、調停委員会を置くことができる。

2 ハラスメント防止・対策委員会は、事案の調査および解決に必要な措置を提言する機関として、調査委員会を置くことができる。

3 被害を申し立てた者が次の各号の定めに該当する場合には、前二項の調停委員会および調査委員会を置くことができない。

(1) 被害を申し立てた者が本学の学籍を失った時から5年を経過したとき

(2) 被害を申し立てた者が本学を退職した時から5年を経過したとき

(3) 被害を申し立てた者が構成員以外の者である場合にあっては、ハラスメント行為が終了した時から5年を経過したとき

(報告書の作成および提出)

**第10条** ハラスメント防止・対策委員会は、毎年度末に、委員会の活動状況に関する報告書を作成し、これを学長に提出する。

(ハラスメント防止・対策委員会の運営)

#### 第11条

1 ハラスメント防止・対策委員会に委員長を置く。

2 委員長の選出は、委員の互選による。

3 委員長は、ハラスメント防止・対策委員会を招集し、その議長となる。

4 ハラスメント防止・対策委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 ハラスメント防止・対策委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

6 ハラスメント防止・対策委員会の委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

7 委員が被害を申し立て、または被害を申し立てた者の相手方となったときは、当該委員は、その事案にかかわる委員会の会議に参加し、議決することができない。

(相談員)

#### 第12条

1 相談員は、各学部男女各1名とし、そのうちの1名は教員でなければならない。相談員は、各学部が推薦した候補者のうちから学長が任命する。ただし、学部ごとの事情に鑑み、これを増員することができる。

2 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 相談員に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。この場合における後任者の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 4 相談員は、ハラスメント防止・対策委員会の委員，調停委員会の委員および調査委員会の委員を兼務してはならない。

(相談員の任務)

### 第13条

- 1 相談員は、ハラスメントに関する相談があった場合において、相談者に対し、調停，調査またはその他の解決方法について説明し、被害を申し立てた者がこれらのいずれを求めるのかについての聴取を行う。
- 2 相談員は、被害を申し立てた者がハラスメント防止・対策委員会による事案解決を望んだときは、相談内容を委員会へ送付する。ただし、被害を申し立てた者が、自己または被害を申し立てた者の相手方の双方もしくはいずれか一方の実名，所属等の秘匿を希望する場合には、それに従う。
- 3 相談員は、被害を申し立てた者が、部局内もしくは関係部局間における直接の事案解決を望んだときは、相談内容を部局長に報告しなければならない。この場合において、部局長および相談員は、必要に応じて他の教職員と連携しながら、事案解決のため適切な措置を講じなければならない。
- 4 相談員は、事態が重大で、大学としての事案解決が必要であると判断したときは、被害を申し立てた者の同意を得て、相談内容をハラスメント防止・対策委員会へ送付しなければならない。送付にあたっては、第2項ただし書を準用する。
- 5 相談員は、相談内容を記録し、ハラスメント防止・対策委員会に対しその概要を、文書により報告しなければならない。

(相談員の遵守事項)

第14条 相談員は、任務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者および被害を申し立てた者の主体的な選択，判断を尊重し，これらの者とともに解決策を見出すよう努めること
- (2) 相談者および被害を申し立てた者を責めたり，解決策への誘導や押しつけを行わないこと
- (3) 相談者および被害を申し立てた者に対し，ハラスメントに当たるような言動を行うなどして，二次被害を与えないこと

(相談の受付)

### 第15条

- 1 相談員への相談は、面談のほか手紙，電話または電子メール等のいずれによっても受け付ける。
- 2 相談は、匿名による相談や第三者による相談も受け付ける。

(相談員以外の教職員に対する相談の取扱い)

### 第16条

- 1 相談者が希望するときは、相談員以外の教職員も相談を受け付けることができる。
- 2 前項の相談を受けた教職員は、相談者の同意を得て、次に掲げる対応をすることができる。
  - (1) 申立てのあった事案について、第12条に定める相談員に対し報告し、以後の対応を依頼すること
  - (2) 申立てのあった事案について、前号の報告および依頼を行わずに、直接ハラスメント防止・対策委員会に対して報告し、以後の対応を依頼すること
- 3 前項の規定にかかわらず、相談員以外の教職員がハラスメントに関する相談を受けたときは、その教職員の申告に基づき、学長はその者を「特別相談員」に任命することができる。ただし、事案解決のため緊急の必要があると認めるときは、学長への申告を、事案解決のため適切な措置を講じた後に行うことができる。

- 4 特別相談員の相談業務は、自らが受けたハラスメントに関する相談への対応に限るものとする。
- 5 本規程が相談員について定めた事項は、特別相談員に対しこれを準用する。

### 第3章 調停委員会

(調停委員会の設置)

**第17条** ハラスメント防止・対策委員会は、被害を申し立てた者が、その申立てにかかる事案を解決するため調停手続を希望するときは、調停委員会を設置し、委員会に調停を付託することができる。

(調停委員会の構成等)

#### 第18条

- 1 調停委員会は、委員3名以上をもって構成する。委員は、ハラスメント防止・対策委員会委員長が、被害を申し立てた者および被害を申し立てた者の相手方(以下「当事者」という。)の所属する部局長との協議に基づき指名し、学長がこれを任命する。
- 2 ハラスメント防止・対策委員会委員長は、申立てのあった事案の性質に照らし、委員の性別や属性に配慮し、委員会の中立性の確保を重視して、委員を指名しなければならない。
- 3 調停委員会に委員長を置く。委員長の選出は、委員の互選による。
- 4 委員長は、調停委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、調停委員会に当事者その他の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 委員の任期は、原則として、申立てのあった事案についての調停が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 7 前項ただし書の事情により委員が任期途中で退任したときは、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、速やかに後任の委員を指名するとともに、学長はこれを委員として任命しなければならない。

(調停委員会の職務)

#### 第19条

- 1 調停委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 当事者双方からの意見の聴取
  - (2) 調停にあたり必要な範囲内での事実関係の調査
  - (3) 調停案の作成
  - (4) 当事者双方に対する調停案等の提示
  - (5) その他、申立てのあった事案の調停に必要な措置
- 2 調停委員会は、当事者の意に反する調停を行ってはならない。
- 3 調停委員会は、調停にあたり、公正中立な立場を保たなければならない。

(調停の手続)

#### 第20条

- 1 調停委員会による調停は、次の手続に従い行う。
  - (1) 調停委員会は、調停の申立てがされたときは、ただちに調停の期日を定め、当事者に通知しなければならない。
  - (2) 当事者は、調停および調停委員会への出席を求められたときは、付添人をつけることができる。当事者から委託を受けた付添人が複数の場合には、委員会は、その中から1名を選定するよう求めることができる。

2 調停開始前または調停中に、調停の実現を不能にし、またはこれを困難にする恐れのある行為を当事者または関係者等が行っている場合には、ハラスメント防止・対策委員会は、当該行為の停止または排除を命じることができる。

(調停委員の遵守事項)

**第 21 条** 調停委員は、その職務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当事者の一方にくみし、または一方を責めるような言動もしくは被害のみ消しになるような言動を行わないこと
- (2) 相談者および被害を申し立てた者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと
- (3) 被害を申し立てた者の相手方が、申立てにかかる事実の全部または一部を否定し、もしくは当事者の間に同意があった旨述べた場合であっても、公正中立な立場を保つこと

(調停委員の交代または調停の休止)

**第 22 条**

- 1 調停委員について前条に定める遵守事項に反する行為があったときは、被害を申し立てた者は、調停委員会に対し当該委員の交代または調停の休止を申し出ることができる。
- 2 前項の定めにより被害を申し立てた者が委員の交代を申し出たときは、ハラスメント防止・対策委員長は、当該申出にかかる委員を解任する。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、ただちに新たな調停委員を指名し、学長がこれを任命しなければならない。

(調停の終了)

**第 23 条**

- 1 調停は、次の各号に定める場合に終了する。
  - (1) 当事者間で、申立てのあった事案を解決する旨の合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき
  - (2) 当事者が、調停の休止を申し出たとき
  - (3) 調停委員会が、調停委員会設置から相当期間を経過しても当事者の合意が成立する見込みがないと判断したとき
- 2 調停が終了したときは、調停委員会は、当事者に対し、他の手続に関する説明を行わなければならない。ただし、前項第 1 号による終了の場合には、この限りでない。
- 3 調停が終了したときは、調停委員会は、ハラスメント防止・対策委員会に対し、ただちにその結果を文書により報告しなければならない。
- 4 第 1 項第 2 号の定めにかかわらず、当事者が改めて調停を希望するときは、ハラスメント防止・対策委員会は、調停の再開を決定することができる。

## 第 4 章 調査委員会

(調査委員会の設置)

**第 24 条** ハラスメント防止・対策委員会は、次の各号に定める場合に調査委員会を設置し、委員会に調査を付託することができる。

- (1) 被害の申立てがあり、かつ被害を申し立てた者が調査委員会による調査を希望したとき
- (2) 被害の申立てがあり、ハラスメント防止・対策委員会が、その申立てにかかるハラスメントに関する紛争を解決するため大学としての措置が必要であると判断し、かつ被害を申し立てた者がこの判断に同意するとき

(調査委員会の構成等)

## 第 25 条

- 1 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。委員は、ハラスメント防止・対策委員会が指名し、学長が任命する。
  - (1) 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の教員 2 名以上
  - (2) 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の事務職員 2 名
  - (3) 法律の専門教員 1 名
  - (4) 弁護士 1 名
- 2 公平かつ公正な調査に資するため、ハラスメント防止・対策委員会は、委員の選任にあたっては、その構成に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、原則として、申立てのあった事案についての調査が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 4 前項ただし書の事情により委員が任期途中で退任したときは、ハラスメント防止・対策委員会は、速やかに後任の委員を指名するとともに、学長はこれを委員として任命しなければならない。
- 5 委員は、複数の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。

(調査委員会の運営)

## 第 26 条

- 1 調査委員会に委員長を置く。委員長の選出は、委員の互選による。
- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 調査委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
- 5 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、調査委員会に、委員以外の者を出席させることができる。
  - (1) 委員会が必要と認めるとき
  - (2) ハラスメント防止・対策委員会の委員長が要請するとき

(調査委員会の職務)

## 第 27 条

- 1 調査委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) ハラスメントの事実関係の調査
  - (2) 事案の解決に必要な措置等の提言
  - (3) その他、申立てのあった事案の解決に必要な措置
  - (4) ハラスメント防止・対策委員会に対する調査報告書の提出
- 2 調査委員会は、前項第 1 号から第 3 号に定める職務を行うため、当事者および関係者から事情を聴取し、その他必要と認める証拠調べをすることができる。
- 3 調査委員会は、プライバシーの保護等のため必要があると認めるときは、第 1 項第 4 号に定める調査報告書の作成にあたり、当事者および関係者の氏名等を秘匿することができる。

(調査の手続)

## 第 28 条

- 1 調査委員会による調査は、次の手続に従い行う。
  - (1) 調査委員会は、調査の申立てがされたときは、すみやかに第 1 回調査期日を定め、当事者に通知しなければならない。

(2) 当事者は、調査および調査委員会への出席を求められたときは、付添人をつけることができる。  
当事者から委託を受けた付添人が複数の場合には、委員会は、その中から1名を選定するよう求めることができる。

2 調査開始前または調査中に、調査の実現を不能にし、またはこれを困難にする恐れのある行為を当事者または関係者等が行っている場合には、ハラスメント防止・対策委員会は、当該行為の停止または排除を命じることができる。

(被害を申し立てた者の相手方の権利)

**第29条** 調査委員会は、被害を申し立てた者の相手方に対し、弁明の機会を保障しなければならない。  
(被害を申し立てた者の相手方が呼出し等に従わない場合の効果)

**第30条** 被害を申し立てた者の相手方が第4条第5項の規定に違反し、かつ、前項に定める弁明をしないときは、調査委員会は、被害を申し立てた者の主張を事実と認めることができる。

(調査委員の遵守事項)

**第31条** 第21条の規定は、調査委員にこれを準用する。

(調査委員の交代または調査の休止)

**第32条**

1 第22条第1項の規定は、調査委員会にこれを準用する。

2 前項の定めにより被害を申し立てた者が委員の交代を申し出た場合において、ハラスメント防止・対策委員会がその申出を適当と認めたときは、ハラスメント防止・対策委員長は、その申出にかかる委員を解任しなければならない。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、ただちに新たな調査委員を指名し、学長がこれを任命しなければならない。

(調査期間)

**第33条**

1 調査委員会は、委員長が選出された日から起算して90日以内に、調査を完了しなければならない。

2 調査委員会は、やむを得ない事由により前項に定める調査期間内に調査を完了することができないときは、期間を定めて調査期間を延長することができる。

3 調査委員会は、前項に定めるところにより調査期間を延長するときは、速やかに、延長の理由および延長期間をハラスメント防止・対策委員会に対し報告しなければならない。

(調査の終了)

**第34条**

1 調査は、次の各号に定める場合に終了する。

(1) 調査が完了したとき

(2) 被害を申し立てた者が、調査の休止を申し出たとき

(3) 調査委員会が、調査委員会設置から相当期間を経過しても調査が完了することを見込めないと判断したとき

2 調査が終了したときは、調査委員会は、ハラスメント防止・対策委員会に対し、ただちに、その結果を文書により報告しなければならない。

(調査の再開)

**第35条**

1 前条第1項第2号の定めにかかわらず、被害を申し立てた者が調査の再開を求めるときは、ハラスメント防止・対策委員会は、調査の再開を決定することができる。

2 被害を申し立てた者が次の各号の定め該当する場合には、前項の調査の再開を求めることができ

ない。

- (1) 被害を申し立てた者が本学の学籍を失った時から5年を経過したとき
- (2) 被害を申し立てた者が本学を離職した時から5年を経過したとき
- (3) 被害を申し立てた者が構成員以外の者である場合にあっては、ハラスメント行為が終了した時から5年を経過したとき

## 第5章 措置の勧告

(仮の措置等)

### 第36条

- 1 ハラスメント防止・対策委員長は、申立てのあった事案解決のため緊急の対応を要すると認めるときは、被害を申し立てた者の相手方に対し、申立てにかかる行為の停止または排除を口頭で勧告することができる。
- 2 ハラスメント防止・対策委員長は、申立てのあった事案解決のため緊急の対応を要すると認めるときは、事案解決のため必要な仮の措置を決定し、被害を申し立てた者の同意を得て、当事者が所属する部局に対し、仮の措置の実施を求めることができる。

(調停委員会の報告に基づく措置)

### 第37条

- 1 ハラスメント防止・対策委員会は、調停委員会の報告に基づき申立てのあった事案を解決するため必要と認めるときは、当事者の所属する部局が講ずべき措置を決定しなければならない。
- 2 前項の場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、当事者の所属する部局の長に対し、前項の措置の実施を文書で勧告するとともに、文書により学長に報告する。

(調査委員会の報告に基づく措置)

### 第38条

- 1 ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会の報告に基づき申立てのあった事案を解決するため必要と認めるときは、当事者の所属する部局が講ずべき措置を決定しなければならない。
- 2 前項の措置が教職員の処分の勧告を伴うものである場合には、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、学長に対し、委員会における審議の経過を文書で報告するとともに、処分案を提示する。
- 3 前項の場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、当事者の所属する部局の長に対し、第1項の決定を文書で報告する。
- 4 第1項の措置が学生の処分の勧告を伴うものである場合には、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、学生委員会に対し、委員会における審議の経過を文書で報告するとともに、処分案を提示する。

(当事者の調査報告書開示請求権)

### 第39条

- 1 当事者は、第38条第1項に基づく措置の決定後(同条第2項または第4項に基づき処分がされる場合にあっては、その処分後)、ハラスメント防止・対策委員会委員長に対し、第34条第2項に基づき作成された文書の開示を請求することができる。
- 2 前項の請求は、第38条第1項に基づく措置が決定されこれが当事者に通知された日から(同条第2項または第4項に基づき処分がされる場合にあっては、その処分が通知された日から)起算して1年を経過したときは、することができない。
- 3 第1項の請求は、書面によらなければならない。

- 4 ハラスメント防止・対策委員会委員長は、第1項の請求があったときは、委員会の審議を経て、文書の全部または一部を開示しなければならない。

(処分に対する不服申立て)

#### 第40条

- 1 第38条第2項に基づき処分を受けた者は、学長に対し、不服を申し立てることができる。
- 2 前項の不服申立ては、書面によらなければならない。
- 3 第1項の不服申立ては、処分があったことを知った日から起算して30日を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 第1項の不服申立てがされたときは、学長は、その不服を審査するため、審査委員会を設置することができる。第25条および第26条の規定は、審査委員会にこれを準用する。
- 5 審査委員会は、申立人が提出した第2項の書面および調査委員会が収集した資料に基づき、不服の当否を審査する。ただし、審査委員会が必要であると判断したときには、審査委員会は審査にあたって新たな資料を収集することができる。
- 6 審査委員会は、審査の結果を、すみやかに学長に報告しなければならない。
- 7 学長は、前項の報告をうけた後すみやかに、審査結果の概要を調査手続における当事者に対して文書により通知しなければならない。
- 8 審査により、処分の取消または修正が必要であることが明らかになったときは、学長は、その実施のため、必要な措置を講じなければならない。
- 9 前項の場合において、申立人の名誉を回復する措置を講じる必要があるときは、学長がこれを実施する。
- 10 第5項の審査の結果に対しては、更に不服を申し立てることはできない。

### 第6章 ハラスメントの防止

(ハラスメントの防止)

#### 第41条

- 1 本学は、本学におけるハラスメント防止のため、本学構成員に対し、ハラスメント防止に関する啓蒙活動を行う。
- 2 学長は、事案が解決した場合には、紛争の発生を未然に防ぎその再発防止のため、構成員に対し、適切な方法で注意喚起を行う。
- 3 前項の注意喚起を行うにあたり、学長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 被害を申し立てた者の意向に沿って注意喚起をすること
  - (2) 被害を申し立てた者のプライバシーに配慮すること
- 4 本学は、前3項に定めるほか、ハラスメントの防止のために必要な活動を積極的に行う。

### 第7章 雑則

(文書の取扱い)

#### 第42条

- 1 この規程に基づき作成された事案解決にかかる記録は、ハラスメント防止・対策委員会委員長が管理する。

- 2 前項の記録の取扱いについては、ハラスメント防止・対策委員会の議を経るものとする。
- 3 第1項の記録の保管期間は、次の各号が定める期間のうち、末日が最も遅く到来する期間の末日をもって終期とする。
  - (1) 申し立てられた事案について、ハラスメント行為が終了した日から起算して5年
  - (2) 当事者の一方が学生である場合には、当該学生が本学の学籍を失った日から起算して5年
  - (3) 当事者の一方が教職員である場合には、当該教職員が本学の職を失った日から起算して5年
- 4 ハラスメント防止・対策委員会が年度ごとに作成した報告書は、本大学事務部庶務課においてこれを永久に保管する。

(事務の取扱い)

**第43条** この規程に定められたハラスメント防止・対策委員会の事務は、事務部が担当する。

**附 則**

この規程は平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は平成19年6月1日から施行する。

**附 則**

この規程は平成21年4月1日から施行する。この施行日以前に作成された記録については、第32条第1項、同第2項を適用する。

**附 則**

この規程は平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は平成31年4月1日から施行する。

これに伴い、「セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会等に関する規程」および「北海学園大学基本権委員会規程」を廃止する。また、「ハラスメント防止・対策委員会」の設置に伴い、「北海学園大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会」および「北海学園大学基本権委員会」はこれを廃止する。

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

# 大学院経営学研究科「研究生」について

## 1. 入学資格について

本大学院経営学研究科では、大学院経営学研究科研究生として入学を志願する者の資格を「修士課程又は博士課程の修了者」と定めています。

## 2. 入学選抜について

本大学院経営学研究科研究生の入学選抜については、書類（研究計画書等）と面接による選考制度を採用しています。

## 3. 2026年度研究生の出願期間と手続期間について

大学院研究生	出願期間	面接日	手続期間	研究期間
外国人・日本人 修了者ともに共通	2026年2月13日から 2月27日まで	3月2日	3月10日から 3月18日まで	2026年4月1日から 2027年3月31日まで

## 4. 2025年度後期研究生の出願期間と手続期間について

大学院研究生	出願期間	面接日	手続期間	研究期間
外国人・日本人 修了者ともに共通	2025年8月20日から 8月31日まで	9月5日	9月12日から 9月24日まで	2025年10月1日から 2026年3月31日まで

# 北海道大学大学院経済学院との 単位互換について

北海道大学大学院経済学院と北海学園大学大学院経営学研究科との間において両大学院の大学院学生が、相互に相手大学院の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について協定する。

## 1. 聴講の許可

両大学院は、相互に相手大学院の学生が自大学院の授業科目を履修し、単位の修得を希望するときは、所定の手続きを経てその聴講を許可するものとする。

## 2. 授業科目

聴講を許可する授業科目は、当該年度の開講科目とし、聴講許可にあたっては、あらかじめ指導教員及び授業担当教員の了承を得て、大学院の長が承認したものとする。

## 3. 単位数

修得単位数は、各履修者において15単位を超えないものとする。

## 4. 身分

両研究科は、相互に相手大学院の学生を特別聴講学生として受入れるものとする。

## 5. 受入れ人数

各年度5名以内とする。

## 6. 受入れの手続き

各年度のはじめに、募集要項により通知するものとする。

## 7. 成績の通知及び単位の認定

両研究科は、特別聴講学生が聴講した授業科目の単位及び成績について、学期末に相手大学院に報告するものとし、修得単位の認定は、各々の大学院において行なう。

## 8. 検定料、入学料及び授業料

特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、相互の大学院において不徴収とする。

## 9. 事務処理等

この協定の実施について必要な事項は、両大学院の協議により処理するものとする。

## 10. 協定の有効期間

この協定の有効期間は、2022年4月1日から5年間とし、両大学院の相互の承認により、更新又は変更することができるものとする。

# 院生研究室の利用について

## 1. 利用時間

院生研究室の利用時間は、年始年末の休業日を除き、午前8時30分から午後11時00分までとします。

上記以外の利用は、理事長の特別承認が必要となり、その場合、使用願の提出が必要となります。

2. 利用者は4号館1階受付で鍵を受け取り、利用終了後は次の利用者のために必ず返還してください。
3. 校舎は午後10時30分以降翌朝7時30分までは、夜間の集中機械警備体制となり、校舎の出入り口はすべて閉鎖になるので、許可された時間内に必ず退室してください。
4. 室内に掲示してある「災害等防止について」を熟知のうえ、安全と事故防止等に留意してください。
5. 冬期間の暖房

暖房通気の期間は、毎年11月1日から翌年4月30日までとします。

院生研究室は電気暖房です。

※院生研究室の利用について、手続きを要する場合には掲示をするので、その指示にそって手続きをしてください。

# 院生研究図書費について

下記の要領により、研究活動に資するための研究図書が購入できます。

## I. 予算：一人 48,000円

【購入できる研究図書】研究に使用する資料 ⇒ 図書・雑誌・CD-ROM・DVD等。

図書館レファレンスカウンターにて、ILL(文献複写・相互貸借図書)にも利用できます。

※電子辞書やワード・エクセル等のアプリケーションソフトは購入できません。

※研究・論文執筆に関係のない資料の購入や、購入した資料の売買等本来の趣旨とは異なる行動が見受けられた場合は、該当の個人だけではなく大学全体としてこの制度を見直すこととなりますので、留意してください。

## II. 購入方法

【書店で購入または発注する場合】※学生証が必要です。

下記のいずれかを利用してください。

### ①大学生協

購入または発注(取寄せ) ⇒ 生協書籍部で研究図書と金額明細書の受取り

### ②紀伊國屋サロン <豊平キャンパス 6号館地下1階>

購入または発注(取寄せ) ⇒ 紀伊國屋サロンで研究図書と金額明細書の受取り

### ③紀伊國屋書店札幌本店 <JR札幌駅南口すぐ>

選書 ⇒ レジカウンターに持っていく(学生証提示) ⇒ 3日後(土日祝は含まず)、豊平キャンパスの紀伊國屋サロンで研究図書と金額明細書の受取り

【図書館を通して購入する場合】

「大学院生研究費 図書購入申込書」(G-PLUS! のキャビネット、または図書館で入手可)に必要な事項を記入し、以下の場所へ提出してください。納品連絡後の受取りとなります。

**豊平キャンパス【提出先】** 図書館2階サービス・カウンター 【受取り場所】 図書館地下1階所定配架場所

**山鼻キャンパス【提出先&受取り場所】** 工学部図書室カウンター

<注意>

※研究図書受取りの際、金額明細書が渡されます。予算管理は各自で行い、予算を超過しないよう充分注意してください。

※超過した金額を私費で購入することはできません(例えば研究図書費の残額が1,000円だった場合、私費で200円支払って1,200円の資料を購入することはできません)。

※休学期間中の購入はできません(在学中に納品となるよう注文してください)。前期又は後期休学の場合、在学中の半期は予算48,000円を使用できます。

※長期履修の場合、年度ごとに予算48,000円を使用できます。

※現在流通している書籍を古書として購入することはできません。

※古書の発注には別途送料がかかります。

※大学生協では古書の取扱いをしておりません。絶版書籍等の発注は、紀伊國屋サロンまたは図書館で承ります(希望指定の書店で古書の購入はできません)。

※購入した研究図書は、他者に譲渡および転売等することを禁じます。

## III. 図書の購入期限について

図書の最終購入・発注期限は、**令和7年12月5日(金)**です。期限以降、購入・発注はできません。

洋書・古書に関しては、納期に時間がかかるため、遅くともこの1ヶ月前には発注するようにしてください。

なお、納品が来年1月末日までに間に合わない場合は研究図書費での購入ができませんので、早めの購入を心がけてください。図書館を通して発注した場合も同様です。

※ご不明な点は、図書館事務室、又はメール(lib@hgu.jp)にてお問い合わせください。